

平成24年3月

篠栗町議会第1回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月8日(木)～23日(金) 16日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	3	8	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定の件 ・施政方針並びに議案の上程(提案理由説明) ・請願2号に対する取り下げの件 ・陳情の報告 ・議案等の委員会付託について ・採決
第2日	3	9	金	考 案 日		
第3日	3	10	土	休 会		閉 庁
第4日	3	11	日	休 会		閉 庁
第5日	3	12	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	3	13	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	14	水	予算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	3	15	木	休 会		中 学 校 卒 業 式
第9日	3	16	金	休 会		小 学 校 卒 業 式
第10日	3	17	土	休 会		閉 庁
第11日	3	18	日	休 会		閉 庁
第12日	3	19	月	予算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第13日	3	20	火	休 会		閉 庁
第14日	3	21	水	予算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第15日	3	22	木	予 備 日		
第16日	3	23	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・議案の上程(提案理由説明) ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成24年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成24年3月8日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 6番 , 7番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 施政方針並びに議案の上程(提案理由説明)
- 第4, 請願2号に対する取り下げの件
- 第5, 陳情の報告
- 第6, 議案等の委員会付託について
- 第7, 議案第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第8, 議案第 4 号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
2	専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) 〔平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕	予算審査 特別委員会
5	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
6	篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	文教厚生 常任委員会
7	篠栗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
8	篠栗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
9	篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
10	篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正す る条例の制定について	文教厚生 常任委員会
11	篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
12	平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について	予算審査 特別委員会
13	平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につ いて	予算審査 特別委員会
14	平成23年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に ついて	予算審査 特別委員会
15	平成23年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)について	予算審査 特別委員会
16	平成23年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算審査 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
17	平成24年度篠栗町一般会計予算について	予算審査 特別委員会
18	平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算審査 特別委員会
19	平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算審査 特別委員会
20	平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算につ いて	予算審査 特別委員会
21	平成24年度篠栗町水道事業会計予算について	予算審査 特別委員会

継続審査

陳 情 2	安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と 国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書 提出に関する陳情	総務建設 常任委員会
-------------	--	---------------

陳情文書表

陳情 番号	受 理 年月日	件名・要旨・陳情者	付託委員 会
1	平成 23年 12月 16日	看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を 求める陳情書	文教厚生 常任委員 会
		陳情の要旨： 陳情書添付につき省略 陳情者の住所及び氏名： (住所)福岡市博多区千代4丁目29-46 (氏名)福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 武石 節子	
2	平成 23年 12月 16日	国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書	文教厚生 常任委員 会
		陳情の趣旨： 陳情書添付に付き省略 陳情者の住所及び氏名： (住所)福岡市博多区博多駅前4丁目6-7 (氏名)全日本国立医療労働組合福岡地区協議会 議長 原 正勝	
3	平成 24年 2月 22日	携帯電話中継基地局の設置を求める陳情書	総務建設 常任委員 会
		陳情の趣旨： 陳情書添付に付き省略 陳情者の住所及び氏名： (住所)糟屋郡篠栗町大字若杉220-2 (氏名)若杉霊峰会 会長 合屋 敏和 (住所)糟屋郡篠栗町大字若杉454-17 (氏名)若杉区長 嶋 徳満 (住所)糟屋郡篠栗町大字若杉920 (氏名)若杉区本村自治会長 合屋 憲	

平成24年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成24年3月12日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	12番	荒牧 泰範	議 員
2.	11番	後藤 百合子	議 員
3.	3番	今長谷 武和	議 員
4.	8番	松田 國守	議 員
5.	1番	村瀬 敬太郎	議 員
6.	2番	飯田 浩二	議 員
7.	4番	横山 久義	議 員
8.	5番	大楠 英志	議 員

平成24年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成24年3月23日(金)午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)

- 第2, 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)
〔平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕
- 第3, 議案第5号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第6号 篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第7号 篠栗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第8号 篠栗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第9号 篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第10号 篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第11号 篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第12号 平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について
- 第11, 議案第13号 平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
- 第12, 議案第14号 平成23年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第13, 議案第15号 平成23年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

- 第14, 議案第16号 平成23年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第15, 議案第17号 平成24年度篠栗町一般会計予算について
- 第16, 議案第18号 平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第17, 議案第19号 平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第18, 議案第20号 平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算について
- 第19, 議案第21号 平成24年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第20, 議案第22号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第21, 選挙案第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第22, 陳情1号 看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
- 第23, 陳情2号 国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書
- 第24, 陳情3号 携帯電話中継基地局の設置を求める陳情書
- 追加日程 第1, 発議第1号 携帯電話エリア区域外における緊急時の連絡手段として携帯電話が円滑に使用できるよう通信環境の整備を求める決議
- 第25, 継続審査
陳情2号 安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情
- 第26, 常任委員会所管事務の閉会中の継続調査の件

平成24年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月8日(開会)

平成24年 第1回 定例会 会議録

日時 平成24年3月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	村瀬 治邦
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	芳野 忠
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	鮎川 高敏	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	岡 節子

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	主事	高濱 守央
----	-------	----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、平成24年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において6番、草場謙次議員、7番、阿部寛治議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から3月23日までの16日間に決定しました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第2号から議案第21号までの20議案と、ほかに選挙案1件と陳情3件でございます。

それでは、町長に、平成24年度の施政方針並びに各議案の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 皆さん、おはようございます。本日、平成24年第1回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございます。

3月に冷たい雨の日が続きましたが、昨日、きょうと幾分暖かくなってまいりました。春はもうすぐそこという日和でございます。

2011年3月11日に発生しましたマグニチュード9.0という超大型地震とそれによる巨大津波、この東北大震災により、多くのとうとい命と穏やかな暮らしや、それぞれの地域で積み重ねられてきた歴史が一瞬にして奪われました。

追い打ちをかけた福島第一原子力発電所爆発事故、この事故により、自治体のよ

りどころとも言えるふるさとの土地が奪われ、今なお、戻ることもできずに避難生活を強いられている市町村がある現実を目の当たりにいたしますと、高度の技術や、それをもとに発展してきた近代文明の限界を突きつけられたような気さえいたします。

この東北大震災と福島第一原発の事故からもうすぐ1年となり、昨日も、テレビ局各局ともそれぞれの視点から特集を組んでおりました。

国の復興庁もでき、3次にわたる2011年度震災復興予算は15兆2,600億円でございます。それに2012年度の予算を加えますと、総額18兆5,000億円になります。野田総理大臣は、「復興費用に天井はない」と発言していたこともあり、今後、数年度にわたって復興に向けた予算措置が続くと考えられます。

昨日のニュースでは、こうした財源が地元産業の復興支援にうまく回り切っていないといった内容のものもありました。明治維新の殖産興業の思いで、もう一度、国・県・基礎自治体が踏み込んだ取り組みをするか、あるいは民間活力に期待し、復興を産業界に委託していくかの選択を迫られている感がありました。

一方で、当然ながら、財源確保のための増税が論議されております。全国民が今回の震災の痛みを分かち合い、被災地の早期復興を願うという気持ちであれば、粛々と国の決定を受け入れていく覚悟が必要であろうと思います。

また、全国の原子力発電所が停止状態にある中で、火力発電所の燃料費がかさみ、電気料金に上乗せされるという事態に至っております。当分は火力発電で原発停止の不足分を補うにせよ、太陽光や風力、地熱など再生エネルギーへのシフトを起こし、それに係る新しい産業を活性化していかなければならないと考えます。

月刊ガバナンス3月号に、「自治体にとっての3.11」という特集が組まれており、その中で岩手県の達増拓也知事が次のように言っております。

地方自治の本旨について、住民自治・団体自治という形式面の定義はあるが、その中身は書かれていない。私なりに解釈すると、それは「自立と共生」だ。自立と共生ができれば、そこに自治が実現する。大震災で我々は必要に迫られて、そうしなければならぬ局面に立ち至り、日々、「これが地方自治だ」と思いながら仕事をしている。自治の原点は非常事態対応にある。そこで、ふだん意識していないような願いや意思が強烈に出てくる。「住民の命を守る」から始まって、復興に専念することでいい自治をつくっていく。それが自治体間連携の中で、日本全体の自治として発展し、軌道に乗っていければ、日本は非常にいい国になるのではないか。

私も全く同感であります。篠栗町においても、平成21年7月に2人の人命を失

う大きな土砂災害が起きました。その後、定期的な防災訓練を行うとともに、区ごとの防災組織の立ち上げ等に努力いただいているところでありますが、2月29日に行いました「自主防災組織ワークショップー図上訓練」では、六つのモデル地区で豪雨による震災被害要援護者の支援を想定した避難経路の確保等についての訓練でありました。

この訓練は大変有効であり、各区から大勢の参加のもと熱心に取り組まれてありました。まさに、我が地域の住民の命を守るために、自立と共生の意識を持って取り組もうとしている姿であると確信したところであります。今後もこうした訓練等を通して、地域のきずなをさらに深める努力をしてまいりたいと考えます。

では、平成24年度施政方針について述べます。

ここ数年の私の自治への思いは一貫しております。平成22年第1回定例会で私は、我が町は我が住民のためのものであるという大前提があり、私たちが町民あつての行政であり、議会であることを片時も忘れることがあってはならないと申し上げました。そうしたことを踏まえて、私たちは、未来に続く持続可能な、サステイナブルなまちづくりを行っていかねばならない。そのために近い将来、篠栗町の憲法とも言える「まちづくり基本条例」を住民の皆さんとともに作り上げる必要があると申し上げました。そして昨年、私は、新年度を前提に、再度、「未来に続く持続可能なまちづくり」とは何かを問い直したとき、「自分たちのまちは自分たちの手」という自治意識による行動とその結果の積み重ねであるとの思いに至ったと申し上げました。ことしはさらに、その思いを具体的にしていこうと考えております。

国の分権改革の目玉に新しい公共の概念がございます。私はこれまでの「自分たちのまちは自分たちの手」という自治意識の行動とその結果の積み重ねという思いから一歩進めて、「行動主体となる人たちがみずから汗をかくことを喜びに思う実践の積み重ねとしての未来に続く持続可能なまちづくり」に取り組んでまいりたいと考えております。

平成22年秋にグランドオープンした森林セラピー基地の取り組みは、地元の観光協会や商工会を中心に大きく花開こうとしております。一つの取り組みがきっかけで各方面に波紋が広がり、自分たちにこんなことができるのではないかと、こんな新しい活動をやってみようとの思いが生き生きと芽生えている現在の状況を大事にして、さらに大きくその輪を広げ、170年以上にわたって続いている「お遍路のまち篠栗」と合体とした個性あるまちづくりの創造に努めてまいりたいと考えます。

また、地道に取り組みを続けております「協働のまちづくり補助事業」や「介護ボランティア制度」をさらに前進することにより、行動主体の住民の皆様が、何よりその行動に喜びを感じていただけるような後押しをしてまいりたいと考えます。篠栗町の10年後、20年後を見据え、篠栗町を愛し、篠栗町に住み続ける皆様のためにしっかりとした「自治」を目指しますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、平成24年度事業について、課ごとに取り組もうとしている、そのポイントを御説明いたします。

まず、総務費では、総務課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、住民課等がかかわっております。

総務課では、人件費のさらなる削減と昨今の業務の複雑さから来る職員のメンタル疾患のケアと予防、臨時職員の効率的な運用等を中心に取り組んでまいります。

また、町民の防災意識をさらに高めるため、自主防災組織の設立・活性化に向けた取り組み、防災行政無線デジタル化と難聴地域解消に向けた取り組みを進めます。

これまで区長や各区の役員の皆様に大変御苦勞をおかけしてまいりましたが、各区の活動を下支えする地域密着型の職員体制の構築にも取り組むことを検討いたします。

財政課では、予算の一元管理をさらに推進することで無駄を省き、より効果的に予算執行を行えるよう努力してまいります。

住民基本システムにつきましては、これまでも経費を最小限に食い止めつつ更新を行ってまいりました。今後も、より効率的にバージョンアップを図ってまいります。

また、平成24年度も、未利用町有地の売却を進め、歳入増加を目指します。

プリペイドカードで対応しております立体駐車場利用システムについては、今後、検討を行い、SUGOKAなどの一般のプリペイドカード対応へと移行し、より利便性を高め、稼働率アップに努めたいと考えております。具体的な案がまとまりましたら、議会に諮りたいと考えております。

まちづくり課におきましては、平成25年度から新総合計画の作成を中心に、校区ごとのまちづくりのさらなる推進を図ります。

住民が主体となって活動する中に喜びを感じようと各地で取り組み始められている新しい公共の考え方を取り入れ、職員への啓発、住民共同のさらなる推進を行ってまいります。

また、これまで以上に重要性を増してきたホームページをさらに身近な情報発信ツールとなるよう、全面的にリニューアルいたします。

会計課におきましては、平成24年度から、住民の皆様の利便性を高めるために諸税のコンビニ収納を開始いたします。

また、行政内部事務のマニュアル化を進め、各関係者への支払い等がスムーズに行えるよう、事務改善を目指します。

税務課では、徴収率アップに向けて、徴収業務のさらなる推進を目指してまいります。

住民課では、昨年からはスタートいたしました住民票の電話予約による時間外交付事務は、町民の皆様から大変好評です。今年度も窓口届出事務における業務の迅速化、正確性の確保を第一に、行き届いたサービスを目指します。

次に、民生費、衛生費の部分でございますが、福祉環境課、国保健康課、こども育成課、栗の子保育園が所管しております。

福祉環境課では、平成22年度から実施されている子ども手当が、毎年、支給額の変更があるため、正確な支払い事務に努めます。

また、国・県とともに進める児童福祉関係の補助の充実度合いと照らし合わせながら、これまで町独自で進めてまいりました母子家庭援助金及び育児給付金制度の存廃を検討してまいります。あわせて、日ごろから大変御苦勞いただいております民生委員・児童委員協議会、保護司会や人権擁護委員の皆様とさらなる連携を図りながら、それぞれの取り組みの支援を行ってまいります。

また、一定の補助を行っております篠栗町シルバー人材センターに対し、より効果的な事業運営を指導するとともに、住民福祉に関する各方面での活動を行っていただいております社会福祉協議会とともに、住民福祉の増進に努めてまいります。

また、生活環境分野では、役場前のストックヤードの利用が大変多く、収納スペースが足りない状況も発生していることから、増設をいたします。

一般廃棄物の収集運搬業務につきましては、平成24年1月から2業者制に移行し、1業者の独占状態から一歩前進いたしました。今後は住民の皆様が快適に暮らすことのできるよう、さらに業者の指導を行ってまいりたいと考えております。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合の今後の運営につきましては、平成29年度という一応の区切りがございます。今後、議会・関係住民の皆様や2カ町の町長や組合議会と協議しながら、平成30年度以降の運営について、平成24年度中に方向性を出すことができると考えております。

また、し尿処理につきましては、平成24年4月から、それまでの福岡市への処理委託から須恵町外二ヶ町清掃施設組合が運営する酒水園に処理委託を変更し、キロリットル当たりの処理負担金を大幅に削減することができました。とはいえ、昭和57年度から稼働しております本施設は老朽化が著しく、いずれ施設の建てかえが必要となります。公共下水道の普及から、し尿浄化槽汚泥の量が減少し、施設自体は酒水園の半分の規模で、かつ公共下水に流す中間処理的な施設となる予定でございますが、須恵町、粕屋町と検討に入りたいと考えております。

町営住宅につきましては、本定例会で条例の一部改定を行っておりますが、老朽化している住宅の現状を踏まえ、今後のあり方を検討する時期に来ていると考えております。

次に、国保健康課所管の各種政策について申し上げます。

まず、老人福祉・障害者福祉関連につきましては、今年度は昨年度同様の補助を行い、皆さんが住みやすいと感じていただけるよう事業を継続してまいります。

介護保険事業につきましては、これまで福岡県介護保険広域連合の各支部において展開しておりました地域包括支援センター業務を本来の姿であります各市町村において設置することとなりました。これにより、町に保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置し、高齢者への総合的な生活支援及び介護予防のためにそれぞれが中心となって取り組むこととなりました。

篠栗町は、福岡県介護保険広域連合傘下の33自治体の中で最も介護認定率が低い健康なお年寄りが多い自治体であります。今後は、町に設置した地域包括支援センターにおいて介護予防のきめ細かなサービスを行い、介護の要らない高齢者世帯をふやしてまいりたいと考えます。こうした取り組みが将来において医療費の削減にもつながるものと考えております。

また、医療費削減の取り組みとして、保健師を増員して町内の高齢者の健康管理を細やかに把握することも検討しております。新しい保健師を雇用する人件費は増加しますが、高度医療を必要とするような高齢者が少しでも減少すれば医療費の伸びは抑えられ、十分な費用対効果はあらわれると考えております。

国保健康課において、こうした「町民健康管理プラン」の実施に向けたシミュレーションを行いまして、効果あると判断できれば、具体的に提案してまいりたいと考えております。

各種検診や予防接種につきましては、篠栗町は他の自治体に先行してさまざまな取り組みを行ってまいりました。今年度も国の制度に沿った各種検診と予防接種を

実施してまいります。こうした取り組み、何よりも受診率が向上して初めて効果の上がるものであります。受診率アップへの取り組みを強化いたします。

こども育成課では、平成24年度から新たに、地方裁量型認定こども園運営事業費補助が国・県とともにスタートいたします。篠栗町には2園の認定こども園があり、保育の充実と待機児童解消に大きく寄与するものと考えます。

就労人口減少社会において、母親の労働力が見直されております。安心して母親が就労現場に復帰できるようにするための待機児童の解消は、全国的な社会問題であります。篠栗町におきましても、地域で面倒を見る体制の構築等も含めて、今後、継続的な課題として、待機児童解消に向けた取り組みを継続してまいります。

農林水産業、商工業についてでございます。

農林水産業費、商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

まず、農業分野では、耕作放棄地拡大防止対策として、山間地域の農地にコンニャクを試験的に作付する事業を行います。この取り組みは、農山経営の観点から、有害鳥獣を回避でき、かつ労働力をさほど要しない作物として試験作付するものであります。今後は、ソバの作付にも取り組んでまいりたいと考えます。

次に、「ささぐり緑の改革プラン」として、粗放竹林の再生計画に着手いたします。これまでボランティアによる竹林整備を行ってまいりましたが、今後は遊歩道に近い粗放竹林の面的整備を行い、広葉樹を植栽しようというもので、町行造林として実施いたします。

これまで県の森林環境税を利用した荒廃森林再生事業とあわせて、山を守り、環境を整備するための長期的な取り組みであります。また、県単事業としての蛇谷線林道改良事業を継続的に進めてまいります。

御承知のように、篠栗町は7割を山々で囲まれた景観豊かな町であります。このすばらしい環境を守るためには、平野だけの町には必要のない林業費の歳出は不可欠であります。本年度は1億4,600万円余を計上しておりますが、こうした歳出は継続的に必要であり、篠栗町を愛し、篠栗町に住む住民の皆様の深い理解のもとに計上できるものと考えております。今後も、このすばらしい環境を守るために、継続して一定程度の財源を投入しながら取り組んでまいります。

次に、商工部門でございます。

平成24年度におきましても、「春らんまんハイキング」、「森林セラピー基地オープン記念イベント」、「九州森林スポーツフェスタ」の三大イベントは、商工

会や観光協会等と連携し、新しい試みも取り入れながら、引き続き開催いたします。

平成24年度後半には、森林セラピー基地のグランドオープンから3年目を迎えますが、おかげでテレビやラジオ、新聞、雑誌等各方面のメディアで取り上げられております。森の案内人を中心に据えた地道な活動の成果であります。県内3基地や九州9基地と連携して、さらに新鮮な情報を発信して、人を呼び込むきっかけづくりをしてまいりたいと考えております。

施設整備事業といたしましては、新吉野公園公衆トイレ建設、中町やベンタナヒルズ区健康広場建設事業に取り組みます。

また、商工会、観光協会とさらに連携を深めるため、滞在型観光地篠栗の定着化を図るための協議を進めてまいります。

次に、土木費について述べます。

土木費は建設課が所管しておりますが、平成24年度の主な工事は、下町若杉線新規改良工事の完成、乙犬切通線・乙犬中園線改良工事の完成、尾仲乙犬地区水路災害対策事業の取り組み等であります。このほか側溝整備や道路維持補修工事等につきましては、例年どおりの取り組みを行うこととしております。

次に、教育費についてでございます。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課では、来年度、北勢門小学校の校舎外壁改修工事をはじめ、中学校の扇風機設置工事等を行い、小中学生の学ぶための環境整備をさらに進めます。

また、小中学校の不登校対策としてのスクールソーシャルワーカーの配置を継続いたします。

また、幼稚園における3歳児保育を篠栗幼稚園の空き教室を使って実施いたします。

社会教育課では、社会体育館の底地が部分的に隆起し、柔道場等に凹凸があることから、スポーツ振興くじ助成金を活用して、大規模改修工事を行います。

また、クリエイト篠栗の大ホール音響設備が老朽化により片方のスピーカーが全く機能しなくなったことから、音響設備を全面改修いたします。貸館対応する施設として緊急に対応しなければならない工事であります。

クリエイト篠栗は平成5年に完成し、既に19年が経過しており、今後も施設内の各部の改修や設備更新が必要になると思われまます。

上下水道については上下水道課が担当しておりますが、水道部門では、平成24年度は、千代田団地内配水管更新を行います。また、和田橋水管橋の水漏れ改良工

事を行います。また、流域公共下水道事業特別会計の公営企業導入に向けた移行作業を行います。

それぞれの費目に応じた各課での平成24年度取り組みについて御説明いたしました。

続きまして、本定例会に提案しております議案第2号から議案第21号までの20議案についての説明を行います。

議案第2号は、「専決処分の承認を求めることについて」であります。

本議案は、平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、2月16日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、乙犬中園線・乙犬切通線整備事業及び尾仲乙犬地区水害対策事業を電柱支障移転協議及び借地協議等により不測の時間を要したため、また一の瀧整備事業及び七ツ工地区農地災害復旧工事を福岡県発注の事業遅延により、いずれも年度内の完了が困難となったため、それらに迅速に対応するための専決処分を行ったものであります。

議案第3号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員であります高口和子氏が本年6月30日をもって任期満了となるため、新たに十時和子氏を同委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第4号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員であります山根修造氏が本年3月31日をもって退任されるため、新たに大浦俊昭氏を同委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第5号は、「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、昨年12月に地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税へ移譲されるため、税率を644円引き上げるもの、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例適用年度の見直し、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため臨時の措置として、個人住民税の均等割の標準税率を平成26年度か

ら平成35年度までの間、年額1,000円引き上げるものであります。

議案第6号、「篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第7号、「篠栗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第8号、「篠栗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第9号、「篠栗町都市計画下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の4議案は、いずれも「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により関係法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、公民館運営審議会委員の委嘱基準を定めるもの、図書館・協議会委員の委嘱基準を定めるもの、町営住宅への入居資格である同居親族要件を定めるもの及び公共下水道の認可制度廃止による当該条例の所要規定の整備を行うものであります。

議案第10号は、「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成23年条例第19号）が本年4月1日に施行されることに伴い、所要規定の整備を行うため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、篠栗町水道事業給水条例（平成2年条例24号）第35条第2項に規定する給水管の口径の増径に係る給水負担金の差額に特例措置を設けるものであります。

議案第11号は、「篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要規定の整備を行うため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、同法の規定を引用している引用条項の変更等でありまして、内容に関する変更はありません。

引き続きまして、予算関係の説明をいたします。

議案第12号から議案第16号までの5議案は、平成23年度補正予算であります。

議案第12号は、「平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」であります。

まず、歳入について、増額の主なものといたしましては、

○地方特例交付金

減収補填特例交付金 1,121万8,000円

○国庫支出金

消防防災通信基盤整備費補助金 2,920万円

○財産収入

土地売却収入 1,691万1,000円

○町債

防災対策事業債 9,080万円

緊急防災減災事業債 4億4,700万円

などを追加。

減額の主なものとしていたしましては、

○国庫負担金

保育所運営費国庫負担金 1,001万3,000円の減額

子ども手当国庫負担金 1億3,574万5,000円の減額

○県支出金

重度障害者医療補助金 1,490万8,000円の減額

○町債

循環型社会形成事業債 1,060万円の減額

などであります。

次に、歳出について、増額の主なものといたしましては、

○総務費

退職手当組合負担金 2,296万1,000円

減災基金積立金 1億5,000万円

○労働費

ホームページ再構築業務委託料 1,541万7,000円

○消防費

防災行政デジタル無線整備費 4億7,632万5,000円

○諸支出金

国民健康保険特別会計繰出金 1億1,931万3,000円

などを追加しております。

減額の主なものといたしましては、

○民生費

重度障害者医療費	1,690万円の減額
児童運営費委託料	3,604万円の減額
子ども手当	1億4,131万6,000円の減額

○衛生費

須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金	5,778万7,000円の減額
------------------	-----------------

○土木費

公園維持補修工事費	1,600万円
-----------	---------

の減額などであります。

新規事業として、ホームページのリニューアル及び防災行政デジタル無線の整備を上げており、本事業費は全額次年度へ繰り越すものであります。

諸支出金の国民健康保険特別会計繰出金は、赤字補てん分として一般会計から1億円の繰り出しを行うものであります。

その他歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費削減等の執行残による減額補正であります。

また、繰越明許費として、先ほど申し上げましたホームページ再構築業務及び防災行政デジタル無線整備事業を予算に計上するほか、地方債において追加並びに限度額の補正を行うものであります。

議案第13号は、「平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」であります。

主に、一般会計から1億円の法定外繰入及び共同事業拠出金の補正を行うもので、補正総額は1,408万7,000円の減額補正であります。

議案第14号は、「平成23年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

主に、後期高齢者医療保険料の確定に伴う保険料負担金の補正を行うもので、補正総額は2,701万円の減額補正であります。

議案第15号は、「平成23年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

主に、下水道維持管理及び接続工事等のうち当初計画を下回った費用の補正を行うもので、補正総額は1,198万円の減額補正であります。

議案第16号は、「平成23年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

3条予算の収入支出をそれぞれ650万円減額し、収入支出予算の総額をそれぞれ4億8,510万2,000円とし、4条予算の支出を1,900万円減額し、予算総額を1億4,826万8,000円とするものであります。

議案第17号から議案第21号までの5議案は、平成24年度の各会計予算であります。

議案第17号は、「平成24年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は98億47万1,000円で、前年度当初予算に対して10億3,657万7,000円、11.8%増額となっております。この増額は主に、平成14年度借入、地方債の借換分として11億580万円を計上しており、この部分を除きますと86億9,467万1,000円となり、実質0.08%の減額であります。これが前年度比増額の主な要因でございます。

平成24年度の予算編成は、財政の硬直化がさらに進んでいる現状を踏まえ、かつ限られた歳入財源を有効に利用できるよう、いま一度、事業計画を見直しし、さらなる歳出削減に努めております。

予防接種事業、健診事業においては事業の充実を図っており、待機児童解消のための認定こども園への補助金を予算化しております。

道路改良事業といたしまして下町若杉線事業費、尾仲保育園線事業費、河川改良事業といたしまして津波黒地区水路事業費等を予算化しております。

その他北勢門小学校校舎外壁改修、クリエイト篠栗音響設備改修、社会体育館施設整備工事、新吉野公園公衆トイレの建築事業、森林環境整備事業費等を予算化しております。

歳入につきましては、町税は全般的に景気低迷の影響を受け、町民税調定は減少する見込みであります。滞納繰越分等の徴収率の向上と固定資産税の増収により、前年度比1.1%、3,189万7,000円の増額予算としております。

基金繰入につきましては、

- | | |
|--------------|-----------|
| ○減債基金から | 1億3,000万円 |
| ○公共施設等整備基金から | 2億円 |
| ○福祉事業基金から | 2,000万円 |

を繰入金として予算計上しております。

町債につきましては、

- | | |
|----------|-----------|
| ○臨時財政対策債 | 4億9,000万円 |
| ○借換債 | 11億580万円 |

○一般会計出資債	990万円
○循環型社会形成事業債	1,680万円
○消防防災施設整備事業債	80万円
○自然災害防止事業債	8,650万円

を計上しております。

このほか国・県支出金につきましては、子ども手当費に係る国・県支出金、荒廃森林再生交付金、認定こども園運営補助金等を予算計上しております。

歳出につきましては、

○民生費

・子ども手当費	6億9,314万2,000円
・認定こども園運営補助金	3,044万7,000円

○衛生費

・がん検診委託料	2,186万4,000円
・妊婦健診委託料	3,204万2,000円
・予防事業委託料	9,873万8,000円

○農林水産事業費

・林道・作業道補修工事費	3,200万円
・森林環境整備事業費	2,876万6,000円

○商工費

・新吉野公園公衆トイレ建築事業費（新規）	1,680万円
----------------------	---------

○土木費

・下町若杉線事業費	4,000万円
・尾仲保育園線事業費	3,000万円
・津波黒地区水路事業費	3,150万円
・尾仲乙犬地区水害対策事業費	3,000万円

○教育費

・北勢門小学校校舎外壁工事費	5,200万円
・クリエイト篠栗音響設備改修工事費	3,452万6,000円
・社会体育館施設整備工事費	6,616万6,000円

などであります。

議案第18号は、「平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。

予算総額は、前年度との当初予算比較で7.6%増の30億6,434万2,000円となっております。

まず、歳入につきましては、国庫支出金及び療養給付費等交付金において、合計で前年度比1,023万3,000円の減額となっております。

また、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金等につきましては、主に前期高齢者交付金の増により、合計で前年度比1億9,516万円の増額となっております。

次に、歳出につきましては、

・保険給付費	20億6,948万8,000円
・後期高齢者支援金	3億5,619万9,000円
・介護納付金	1億4,159万5,000円
・共同事業拠出金	3億9,493万4,000円
・保健事業費	2,669万7,000円

となっております。

平成24年度は、国民健康保険税徴収率の向上及び前年度に引き続き保健事業の特定健診、特定保健指導の受診率向上に向けて力を入れてまいります。

その他歳出につきましては、医療費の増加を見込んでおります。

議案第19号は、「平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

予算総額は、前年度との当初予算比較で6.3%増の3億4,446万9,000円となっております。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料2億4,770万1,000円、一般会計繰入金9,676万円を見込んでおります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金でありまして、3億1,074万4,000円を見込んでおります。

議案第20号は、「平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算について」であります。

予算総額は、前年度との当初予算比較で5.9%減の8億6,116万3,000円となっております。

歳入の主なものとしたしましては、

○下水道事業受益者負担金	1,170万8,000円
○下水道使用料	4億492万1,000円

○一般会計繰入金 2億2,623万円

を計上いたしております。

また、資本費平準化債を含む地方債を2億1,320万円計上しております。

歳出の主なものといたしましては、

○流域下水道維持管理負担金 2億5,600万円

○流域下水道建設負担金 4,991万9,000円

○公債費 4億5,525万3,000円

を予算計上しております。

減少要因といたしましては、平成22年度及び23年度における下水道事業債繰上償還の効果及び流域下水道維持管理負担金の処理単価が1立方メートル当たり120円から100円に引き下げられたことがその主な原因であります。

議案第21号は、「平成24年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、前年度との当初予算比較で、収益的収入及び支出において1.9%減の4億9,034万5,000円、資本的支出においては5.8%減の1億5,758万8,000円となっております。

収益的収入につきましては、給水収益が近年の節水意識の高揚により若干減少となり、給水負担金も新規の大口事業者が見込まれないことから、大幅な減額となっております。

収益的支出につきましては、職員の減員及び維持補修費等への支出削減を行ったことにより、前年より約960万円の減額となっております。

また、資本的支出につきましては、漏水事故が多い千代田団地内の配水管の更新工事、和田水管橋の改良工事及び町内一般改良工事等約6,200万円を予算計上しております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（今泉正敏君） 日程第4、請願2号に対する取り下げの件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、請願2号、篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例に対する請願書について、提出者から取り下げしたいとの申し出がっております。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがいまして、請願2号の取り下げを許可することに決定しました。

日程第5、陳情の報告をいたします。

陳情3件を受理しておりますので、事務局長より報告させます。

清原事務局長。

○事務局長(清原眞也君) 報告いたします。

今議会に陳情3件の提出がっております。

なお、陳情の趣旨等につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございますので、省略させていただきたいと思っております。

それではまず、陳情1号

受理年月日：平成23年12月16日

件名：看護師等の大幅増員と夜勤改善で、安全安心の医療・介護を求める陳情書。

陳情者の住所氏名：福岡市博多区千代4丁目29-46

福岡県医療労働組合連合会執行委員長 武石節子氏

次に、陳情2号

受理年月日：平成23年12月16日

件名：国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書

陳情者の住所氏名：福岡市博多区博多駅前4丁目6番地7号

全日本国立医療労働組合福岡地区協議会

議長 原 正勝氏

次に、陳情3号

受理年月日：平成24年2月22日

件名：携帯電話中継基地局の設置を求める陳情書

陳情者の住所氏名：代表者 糟屋郡篠栗町大字若杉220の2

若杉霊峰会会長 合屋敏和氏

ほか記載のとおり2名の方でございます。

以上、報告を終わります。

○議長(今泉正敏君) 日程第6、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第2号から議案第21号までの20議案と選挙案及び陳情を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第3号及び議案第4号の2議案は人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

次に、議案第5号から議案第11号までの7議案と陳情3件につきましては、お手元に配付の議案付託表及び陳情文書表のとおり、総務建設・文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認め、よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第2号と議案第12号から議案第21号までの予算関連11議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認め、よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、議長が指名したいと思います。すが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認め、議長が指名いたします。

委員長に12番、荒牧泰範議員、副委員長に4番、横山久義議員を指名いたします。

また、選挙案第1号については、本日、本会議終了後の議員全員協議会で協議を行いますので、委員会への付託は省略し、最終日に採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認め、よって、そのように決定いたしました。

そのほかに、前回継続審査としておりました陳情2号については、最終日に委員長報告の後、採決を予定いたしております。

最後に、規則1件、要綱7件については、所管の常任委員会にて報告を受けていただきたいと思います。

日程第7、議案第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案の説明を福祉環境課長に求めます。

小南福祉環境課長。

○福祉環境課長（小南満代君） 御説明いたします。

議案第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字篠栗4311番地2

氏 名 : 十時和子

生年月日 : 昭和22年4月6日

平成24年3月8日提出

篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

人権擁護委員の高口和子氏が、平成24年6月30日をもって任期満了、退任となり、後任の候補者を推薦するためでございます。

次ページに履歴書及び経歴を記載しております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの福祉環境課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 8、議案第 4 号、篠栗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明を学校教育課長に求めます。

松田学校教育課長。

○学校教育課長（松田秀幹君） 御説明いたします。

議案第 4 号

篠栗町教育委員会委員の任命について

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の承認を求める。

記

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字尾仲 3 6 0 番地 6 4

氏 名 : 大浦俊昭

生年月日 : 昭和 2 6 年 1 2 月 3 0 日

平成 2 4 年 3 月 8 日提出

篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

現委員の山根修造氏が、平成 2 4 年 3 月 3 1 日をもって辞職されるので、残任期間の補充のため。

なお、裏面に履歴を添付しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時00分

平成24年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月12日(一般質問)

平成24年 第1回 定例会 会議録

日時 平成24年3月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総 務 課 長	城 戸 清 壽
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	村 瀬 治 邦
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長	芳 野 忠
住 民 課 長	藤 佳 光	国保健康課長	石 内 清 之
福祉環境課長	小 南 満 代	こども育成課長	松 尾 耕 志
栗の子保育園長	鮎 川 高 敏	産 業 観 光 課 長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上 下 水 道 課 長	安 河 内 正 邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社 会 教 育 課 長	岡 節 子

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	主 事	高 濱 守 央
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日の日程に入ります前に、東日本大震災から1年が経過いたしました。一日も早い救済と復興を願いますとともに、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、ただいまより黙祷をささげたいと思います。

（黙 祷）

ありがとうございました。

傍聴者の皆様へお願いいたします。

議場の秩序を乱し、議事の妨害あるいは他人の迷惑となるような行為は慎んでいただきますようお願いいたします。

なお、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページにございます注意事項も厳守していただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は8名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） おはようございます。議席番号12番、荒牧でございます。

2点ほど町長にお尋ねいたします。

まず、1点目、社会教育課のサークルの相互乗り入れをということで、現在、クリエイトや各体育施設等において多種多様の教室やサークル活動が行われております。社会教育課をはじめ関係各位の努力により、施設の利用率は近隣自治体よりも高く、大変喜ばしいことと思います。

しかしながら、利用時に、その団体に占める町内在住者の比率制限や町費を伴う社会教育課の事業への町外者への規制など、ある意味で閉鎖的な面も伺えます。町外の方から、「参加したいけれども断られた」という話も聞きますし、逆に、「隣の町施設を利用したいのだけど」という町民の意見もあります。

平成の大合併が成功しているとは言いがたいですが、私は、効率的な近隣市町との合併は進めるべきと思いますし、国の財政難による構造改革で、恐らく逃れることができないであろう道州制への移行を視野に入れたとき、今から徐々に広域化への変化をしていくべきと思います。

もちろん納税者である町民の皆様方が不利益をこうむるようなことがないように優先順位等の制度整備を行った上で、各自治体が持つ施設のなお一層の有効利用と高齢化社会を迎え、多種多様化する趣味にも対応するため、糟屋地区全体での事業遂行が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ブックセンター誘致を再度願うということで、以前お尋ねしておりましたブックセンターの誘致について、答弁において町長は、「私のところへ町民の皆様からその声が余り大きく聞こえてこない」ということでしたが、その後も、私が耳にする限り、多くの町民の方から要望の声が聞こえてきますし、実際に土日や平日の夕方に近隣町の本屋に立ち寄りますと、篠栗の方がお子さん連れで本を選ばれている姿がよく見受けられます。

欲しい本を買いたくても連れていってもらえる子ばかりではなく、保護者が共働きで時間がとれない場合や車を所有していない、もしくは車を仕事に使用しているため通常使えないなどの御家庭もあり、公共交通機関を使用するのにも、生徒・児童にとっては大きな出費となります。ぜひとも、移動弱者である子どもたちが徒歩や自転車でお本を買いにいけるように町内に書店を誘致していただきたいと思いますが、現在の町長のお考えや新たな動きなどがあればお聞かせください。

以上、終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。それでは、質問順位1番目、荒牧議員の二つの質問について、順を追って答弁いたします。

まず、「社会教育課のサークルの相互乗り入れを」という御質問でございます。

ただいまの御質問で、篠栗町が取り組んできた町民の主体的な学習支援体制と町民のニーズにこたえる生涯学習の機会や健康・体力の保持増進活動の支援等、学習の場の充実に努めてまいったことが、町外の皆さんにも御理解いただいていることを大変うれしく思っております。

篠栗町では、定期サークル活動に重点を置く施策に取り組んでおり、社会体育のサークル登録は10人以上で、かつ町内居住者もしくは町内在勤者が半数以上の団

体、クリエイト篠栗の生涯学習サークルの登録は、構成員中町内居住者もしくは町内勤務者が最低10人必要で、それ以外は町外者の参加も可能でございます。定期サークル活動の主体はあくまでも町民としながらも、サークル内での町外者の参加に門戸を開いております。

また、スポーツ・生涯学習ともに定期サークル活動促進と定着を図るため施設利用料金5割を減免し、年に一度申請をいただくことで、毎回利用時の申請手続を免除する措置を実施いたしております。

この施策を進める中、スポーツ・生涯学習を合わせて平成23年度224団体、4,163人が定期サークル活動に参加いたしております。平成22年度利用実績は約20万5,000人で、これは社会教育施設の年間総利用実績のおおむね53%に当たる利用をいただいております。

さらに、一般利用申請は、申請時期や利用料金に差をつけた上で、町外者の利用も受け付けております。

クリエイト篠栗主催講座を平成23年度25講座188回開催し、講師費用等は約270万円で、おおむね6割が町費負担でございます。

御質問の受講者募集を郡内市町相互に広げることは、それぞれの社会教育方針や施策、費用負担、施設の管理運営方法の違いなど解決すべき課題が多く、実行は現状難しい状況でございます。

また、講座の開催数が限界で、これ以上ふやせない中、受講者決定を抽せんによることもあり、町民の御理解をいただくのは現状では厳しいかと思われま。

ちなみに、社会体育施設は、福岡都市圏において圏内の施設オープン化の要請が福岡市からたびたびあっておりますが、郡内では地元住民の利用確保が阻害されると考え、導入に至っておりません。

現在の施設利用状況は、平日の昼はまだ余裕があるものの、夜間や土日・祝日は満杯状態でございます。この状況で規制のない広域化は、飽和状態の都市圏利用者が押し寄せ、町民が不利益をこうむる懸念も払拭できません。

なお、近年、都市圏からの幼・保・小学校の遠足等がカブトの森芝生広場に激増し、春そして秋は団体の重複調整に追われ、町内来園者からは事前に告知するよう要請を受けております。

昨年より掲示板を設置しておりますが、町民の利用が阻害されているとの御意見もいただいております。これらを踏まえて、納税者の受益優先と住民サービスを考慮すると、現状での管理運営が最前と判断しております。

今後とも、町民の多種多様なニーズをとらえながら、特色ある生涯学習の充実に努めてまいります。

ところで、御質問の「社会教育サークルの相互乗り入れを」という御意見から、合併論を論じることは多少強引過ぎると思いますが、2011年8月26日に国において成立いたしました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進」（いわゆる第二次一括法）では、事務処理特例条例（都道府県条例による都道府県と市町村の権限配分の見直し）についての定めがございます。今後、詳細な論議を要するところではありますが、平成24年度以降、大枠として、事務処理部局を関係市町において共同設置することが可能となりそうでございます。

市町村における非政策的、非裁量的、非効率的な事務については共同設置化することができるわけございまして、例えば、A、B、Cの3町で徴収課や監査部局を共同設置してノウハウを共有化し、事務を効率化するという方法でございます。そのような手法を取り入れることによって、例えば、糟屋郡内の社会教育課管理の文化体育施設について、郡内の実質的な相互利用等も可能になる道が開かれる可能性も持っているわけで、今後の検討課題であろうかと思っております。

2番目のブックセンター誘致を再度願うという御質問でございます。

昨年9月の定例会において、荒牧議員から、書店を町で誘致してはという御質問がございまして、私からも答弁いたしました。

まず、今回の質問の中に、「私のところへ町民の皆様からそのような声が余り大きく聞こえてこない」と答弁したというふうにあります。そのとき私から答弁いたしましたのは、「書店がなくなってしまって寂しいという話は聞くが、書店を町内に开店させてほしいといった、そういう申し出はお聞きしたことはございません」と申し上げたものでございます。

さて、昨年9月から10月にかけて、現在取り組みを進めております次期総合計画策定に係る中学生アンケート調査を町立中学校の3年生全員を対象に実施いたしました。当該アンケート調査の結果につきましては、昨年12月定例会の際に議員の皆様全員にお配りいたしましたところでございます。

その中の自由意見等において、「（若年者対象の）服飾等の店舗、雑貨店、家電量販店、書店など、町内に店舗をふやして活気づけるとよい」といった意見が割と多くございました。これは書店に限らず、現在、町内に開業していない業種の店舗を要望するというのは、当然といえば当然のことと思われまます。

議員が言われるように、書店や子どもたちが望むさまざまな店舗が町内にできれ

ば、町民の利便性が高くなることは間違いないでしょう。しかし、現在、そういった店舗は町内に存在していないのは、あくまでも商業ベースに乗らないと企業側が判断した結果であろうと考えております。前回の御質問でも申しましたが、現在、町ができる取り組みといたしましては、小中学校の図書室も含め、図書館の充実をさらに進めてまいることをごさいます。

一方、世の中の動きは非常に速いですし、企業のマーケティングも今後どのように変わっていくかもわかりませんので、必要な情報収集のアンテナを張り、これからはいろんな機会をとらえて、町内に書店を開業していただけるよう、書店組合や関係団体にも働きかけてまいります。

私は、3月6日開催の都市計画審議会の席上でも申し上げましたが、一つの業種に限らず、経済市場から眺めて魅力ある市街地形成の実現こそ町が目指す取り組みの主眼におかなければならないものと考えております。そのようなビジョンを明確に実践していく中で、市場の出店意欲表明などの好意的な反応も生まれてくるものと期待しております。そうした取り組みを進めるべく、次期総合計画の中に織り込む準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） まず最初に、2問目の、声が余り大きく聞こえてこないというのは誤りだったみたいですので、町長答弁のほうに差しかえをしていただけますか、私の質問そのものを。

それと、1点目の県からの指導で、郡単位でやれるようになるということは非常に喜ばしいことだと思いますので、進めていただきたいと思います。そうすると町長、よくわからなかったのは、例えば各種証明書の発行なんていうのも、将来的には相互乗り入れができるようになるのかどうかを、利便性があるのかどうかを教えてくださいたいのと、2点目の、町長がおっしゃるとおり、商業ベースに乗らないから、うちの町にないんですが、それをあえて行政として引っ張っていただけるような努力をしていただきたいと思いますという旨で質問しておりますので、その分の御努力をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。この2点をちょっとお尋ねします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） まず、1点目の私が申し上げました、いわゆる今度の第2次一括法に基づく、県とのいろんな調整については、これから細部についていろいろ検討をしていく項目は多々あるわけで、今、例として、いわゆる効率化したほうが

いいと思われるものに、私が受けた研修の中で、一番にそういうふうに言われたのは監査部局であるとか、徴収課であるとかいうようなことで、ノウハウを互いに利用し合って、より高度な行政ができるようになるんじゃないかというようなことでございました。

そういうことが考えられるということで、今、お話があった社会教育課関連の相互施設の乗り入れについても可能性はあるなということ、具体的なところで、例えば、証明書の相互発行とか、そういうふうなところまで今、論議が至っている状況ではございません。

また、これについては、一括法を検討していく中で、また糟屋郡町長会の中で、いろいろ私からも提案していく中で、具体的にできるのであれば、事務局等を置いてでもそういうふうな関連の取り組みを一括して進めていくようなことを考えていくべきであろうと思いますので、また御報告いたします。

2点目の商業ベースに乗らないけれども、本当に取り組むべきではないかというお話については、非常になかなか難しい点がございまして、じゃあ行政としてどんなことをするのかといえ、仮に空きのある町有地があれば、そこをかなり低価格で提供していきながら、ここに本屋を設置する企業はございませんかというようなアナウンスをするとか、そういう類のことであろうかと思っております。

これについては、また他の業種とのいろんな兼ね合いもありますし、慎重に検討を進めていかなければいけないかなとも思っておりますが、前向きに進めたらどうかという貴重な御意見として受けとめておきたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問順位2番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 議席番号11番、後藤百合子でございます。

胃がん撲滅・がん予防に、胃がん検診時にピロリ菌検査を組み入れてはということについてお尋ねいたします。

日本人の死因のトップはがんです。特に胃がんは毎年11万人が発病し、年間約5万人が亡くなっておられます。胃がんによる死亡者数は40年間横ばいであり、減少するためには新しい施策が必要です。また、胃がんで亡くなる人の56%が日本、次いで韓国、中国に集中しており、東アジアの地域病とも言われております。

ここでお尋ねいたします。

本町において、胃がんで死亡される割合はどのくらいですか。

次に、本町での国民健康保険における医療費総額と1人当たりの医療費の現状と疾患別で、がんに係る医療費と、その中でも胃がんにとどのくらいの費用がかかって

いるか、お尋ねいたします。

次に、ピロリ菌という言葉が最近よく聞きます。ピロリ菌はヘリコバクター・ピロリという胃の中に好んで生息し、胃の壁を傷つける細菌で、1982年にオーストラリアの2人の医師に発見され、多くの研究でピロリ菌が慢性胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんなどの原因であることが報告されております。

2005年にこの2人の医師に対してノーベル賞が授与されております。最近の研究で、胃がんの原因の95%はピロリ菌であり、感染症であるということがわかってきました。ピロリ菌に感染していない人が胃がんを発症することはほとんどなく、胃潰瘍や十二指腸潰瘍患者の8割から9割がピロリ菌感染者です。ピロリ菌がいれば胃・十二指腸潰瘍が治ったとしても、1年後には多くの方が再発するが、ピロリ菌を除菌すれば、それ以後はほとんど再発しないと報告されております。

将来的に胃がんにならないようにするためには、ピロリ菌の有無を調べる検診は町民にとって大変に有益なものです。この検査は簡単な血液検査で、容器に息を吹き込むことでわかる機器もあります。バリウムを飲むような抵抗はありません。費用は血液検査で1,500円程度、全国の年間がん医療費は3,000億円、50歳以上の人は5,000万人、検診率が50%として考えると、自己負担金を除く検診料は210億円と推定されております。現状に照らせば費用対効果が明白です。今、団塊の世代の方は既に還暦を迎え、胃がん発症年齢になられております。したがって、2020年ごろには胃がん発症のピークを迎えると言われております。そのためにも、ぜひ胃がん検診にピロリ菌検査の導入を考えていただけないか、尋ねます。

また、もう一つ質問なんですが、特にピロリ菌の感染率が高い団塊の世代以上の方を優先に検査して、胃がん撲滅に力を入れていただきたいと考えますが、町長、いかがでしょうか。

ピロリ菌に負けない健康、長寿の篠栗町をつくるため、まさに本町が治療重視の医療から予防重視への転換を推進しておられますが、このことは非常に有効ではないかと思っております。ぜひとも、がん撲滅にピロリ菌検査の導入について、町長の御所見をお伺いいたします。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、後藤議員の御質問にお答えいたします。

先週の参議院議員の委員会審議の中でも、公明党の松あきら議員から、ヘリコバスター・ピロリ菌と胃がんとの関係について、厚生労働省の次官あるいは労働大臣に対してさまざまな御質問があつておりました。きょう後藤議員から御質問をいただいているのと同様の内容でございました。

さて、「胃がん撲滅・がん予防にピロリ菌検査を」について、4点の御質問をただいまいただきましたので、順を追って答弁いたします。

1番目の「本町において胃がんで死亡される割合はどのくらいですか」ということとでございます。これはすべてのがんに対する割合でございます。福岡県保健統計年報によりますと、平成21年度篠栗町の死亡者240人のうち悪性新生物、いわゆるがんでございますが、がんによる死亡者は69人でございます。このうちの胃がんでの死亡者は14人、率でいいますと20.3%でございます。

ちなみに、福岡県の死亡者4万4,879人のうち悪性新生物による死亡者は1万4,312人であり、このうち胃がんの死亡者は1,906人、13.3%でございます。福岡県の胃がんでの死亡率は、47都道府県中、低いほうから15番目でございます。

2番目の質問の「国民健康保険における医療費総額と1人当たりの医療費の現状、また疾患別でがんに係る医療費、またその中でも胃がんにどれくらいかかっていますか」という質問でございますが、平成22年度医療費総額は約22億1,100万円でございます。被保険者7,243人で割りますと、1人当たりの医療費は約30万5,000円でございます。また、医療費総額の中で1件当たり50万円以上のがんに係る医療費の合計は約1億3,280万円でありまして、そのうち胃がんに係る医療費は約2,100万円、全体のがんに係る治療費のうちの15.8%でございます。

3番目の「胃がん予防・撲滅のため胃がん検診にピロリ菌検査の導入を」及び4番目の「特にピロリ菌感染率の高い団塊の世代以上の方を優先に検査を行っては」という二つの質問については関連性がございますので、まとめて答弁いたします。

町では、がんの予防及び早期発見の重要性を強く認識しておりまして、健康増進法に基づき、国が定める「がん検診実施のための指針」、いわゆるガイドラインに従って検診を推進しております。

このガイドラインは、がん死亡率を低下させるための有効性が確立した方法を国として推奨するもので、がん検診事業を実施する際のよりどころとなるものであります。

町の胃がん検診では、このガイドラインにおいて、死亡率減少に唯一効果があるとされている胃X線検査を採用しております。

議員御質問のピロリ菌、正式には、先ほどからお話があったとおりでしたヘリコバスターピロリ菌は、胃粘膜萎縮の進展に関与し、発がんの原因となる細菌と言われておりますが、感染した人すべてが胃がんになるわけではございません。ピロリ菌が原因となる胃がんは、小児期におけるこの菌に感染した方が高齢者になってから発症するようでございますが、その数は少数と言われております。

また、40歳以上の7割の方がこの菌に感染していると言われておりますが、ピロリ菌検査では、感染しているかどうかはわからない。胃がんの検診では胃がんの診断というのはできない状況でございます。ピロリ菌に感染しているかの測定方法は、胃内視鏡検査や血液検査、尿検査での抗体測定、尿素呼気テスト、便中抗原とさまざまございます。

ガイドラインにおいては、ピロリ菌検査について、ピロリ菌の除菌が胃がんの死亡率を低下させる効果の実証が不十分としまして、個人の判断による任意型検診の方法として位置づけられております。

ピロリ菌検査については現在も研究が進められておりますことから、その情報収集に努めるとともに、研究成果が集積して、将来的に国が新たな方針を示したときには、それに沿って対応してまいりたいと考えております。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 町長の御答弁と私の資料で発表したことが、数字的にも多少食い違いもあるし、お考えも多少違うんですけれども、要するに、国のいろいろな研究成果を集積して、将来的に国が新たな方針を示したときにはという御答弁をいただきましたけれども、うちの町らしくないお答えだとちょっと感じました。これまでも篠栗町は町民のために健康第一に考えて、他町よりも早くいろいろな施策に取り組んでこられた篠栗町なんですね。果たしてそれでよろしいのでしょうかと思うんですが、これは本当に年間のがんの死亡率がずっと5万人という数字が出ております。やはりいち早く取り組むべきではないかと思っております。

また、町単で難しい面もあると思っておりますけれども、実際にこの取り組みに高崎市とか大田原市とか埼玉県の越谷市とか愛知県岡崎市とか、いろいろな実例がたくさんあります。また、神戸製鋼所とか企業でもピロリ菌検診をスタートさせています。

このように、いろいろな自治体でいろいろな実例がありますので、よく調査されて、国策を待たずに、早く町としてもしっかりとそれに取り組んでいただきたいと思

ますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 先ほど申し上げました先週の国会での国と議員とのやりとりの中でも多少の食い違いがございました。私どもも、これまでも、これは確実に効果があると判断する予防接種であるとか検診であるということについては、他の自治体よりも先んじていろんな取り組みをしてまいりました。高齢者の肺炎球菌ワクチンであるとかがそうでございますが、今後、私どもではまだ見えないところがございますので、今、お示しいただいた各自治体の動向等もしっかり私どもも勉強いたしまして、また方向性が具体的に進めようということになれば御報告したいと思っております。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位 3 番、今長谷武和議員。

○3 番（今長谷武和君） おはようございます。議席番号 3 番の今長谷でございます。

3 月 1 1 日、昨日、東北大震災から 1 年が経過し、災害のニュースも放射能汚染の状況等が紙面を騒がせております。しかし、いまだに仮設住宅や避難先で暮らしている状況の報道は余りされておられません。

被害者の多くは高齢者が占めております。自然災害や人的災害が発生した場合、高齢者が高比率で被害をこうむっている状況でございます。災害対策についての論議が今後、必要不可欠と考えられますが、しかし、現状では大規模な災害対策を早急に対応することが難しいと思っておりますので、まずは身近で発生しております高齢者増加傾向にある状況を踏まえ、高齢者対策についてのお考えをお伺いいたします。

一言で高齢者対策と申しましても多種多様に幅が広く、数年前から各自治体で検討されている課題、孤独死、孤立死の増加傾向についてお伺いいたします。

年々、高齢者夫婦世帯、独居老人、老老介護世帯が増加傾向にあると認識しております。特に、ひとり暮らしの高齢者は周りとのつき合いが疎遠になる傾向が強く、みずから活路を見出せない人のために援助の手が必要不可欠と思っております。介護制度は機能していますが、制度の恩恵が受けられない高齢者も多数いらっしゃるのが現状です。

人はいずれ死を迎えます。理想は自宅で家族や友人にみとられ成仏することが最良とは思いますが、しかし、人知れず、ひとりで他界する人が多くなっております。これは現在の核家族化社会が一因と思っておりますが、悲惨なのは、死後何日も発見されない方々です。この事例も年々増加傾向になりつつあり、国の対策として、孤立死

防止推進事業が2007年から実施されました。そこで、我が町の孤独（孤立）死防止に対しての方向性及び対策を町長へお伺いいたします。

加齢から来る体力の衰えから、日常生活の炊事、掃除などが面倒になり、お酒やインスタント食品、レトルト食品で済ませている場合が多く、特にひとり暮らしでは、老いてくると体力が衰え出し、精神面も維持できなくなっていく現状の姿を見られるのが恥ずかしいとの思いから、人との交流が疎遠になる例や、老人性難聴、白内障、認知症を発症して自閉的になる場合、また身の回りのことができていても、健忘症を伴い、捜し物ばかりして心に余裕がなくなり生活ができなくなる場合、習慣・環境の変化に抵抗を感じ、ストレスから感情的になり、会話がつながらない場合、高齢者特有の自己主張が強くなり、残念なことなのですが、家族、子どもさんとの連絡が疎遠ぎみになるなど、孤立状況になる要因として、高齢者自身が抱える問題も考えられます。孤独（孤立）死者は、家族や地域社会から距離を置いての生活者に多く見られる現象であり、精神的ストレスから来るアルコール依存や貧しい食生活等から、心身の不調や病気に至り衰弱しても、病院での受診や介護支援等の公的サービスも受けられず放置された場合や、衰弱していなくても、緊急時に連絡がとれない場合も実例としてございます。

実例からの分析によりますと、孤独（孤立）死をもたらす要因は大きく3点に整理されると思われまます。一つは、病気につながる不健全な状況の場合、二つ目は、必要な介護や治療が受けられない状況の場合、また三つ目、ひとり暮らし等で付近とのつき合いがない場合、要因の改善を指導・支援することにより、減少させられると考えます。

主立った死因も突然の病死・衰弱死・老衰であり、早期に状況が把握できれば対策をとることができ、延命の可能性が大きいと考えられます。各要因・各死因から孤立死を検討すると、早期の状況把握が重要であり、それにつながるルートの構築が必須課題となります。猜疑心が強くなることや健忘症等の加齢に伴う特有の問題点の解決には、医師や経験者の協力が不可欠であり、民生委員や福祉担当者の方々では解決は難しいと考えます。また、治すことが可能であればよいのですが、本人の問題であり、現状を受け入れた対応が必要ですので、幅広く細かいところまでの状況を把握するには、近隣住民の協力も必要不可欠となると考えます。行政部署だけでは対応し切れず、町全体での取り組みの実施が重要と思えます。そこで、国保健康課長にお尋ねいたします。

事前に高齢者、独居老人世帯の生活状況の早期把握が重要だと考えますが、高齢

者世帯の世帯数や生活の現状の把握状況はいかがなものでしょうか。

以上、お答えのほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） ただいまの今長谷議員の「孤立死防止、孤独死防止についての当町対策は」という御質問について、私から答弁いたします。

国保健康課長という御指名でございましたが、通告では私もしくは福祉環境課長ということでございましたので、私から答弁させていただきます。

厚生労働省は、ひとり暮らしの高齢者等が社会から孤立した結果、だれにもみとられることなく死を迎え、死後、長期間にわたり発見されなかった死を「孤立死」と定義づけしております。

国では、孤立死防止推進事業として、平成19年度から「孤立死ゼロ・プロジェクト」をスタートさせまして、「高齢者等が1人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」を設置したところでございます。この推進会議が、平成20年3月に公表いたしました報告書の中で、「我が国においては、高齢化や核家族化の進行、集合住宅に居住する高齢者の増加に伴い、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が急増しており、「孤立生活」を特別な生活形態ではなく、標準的な生活形態へと変化させてしまっている」との報告がなされております。

町の現状を申し上げますと、平成23年4月1日現在の住民基本台帳によりますと、ひとり暮らしの高齢者数は、男性291人、女性896人、合計で1,187人となっており、女性が4分の3を占めております。高齢者夫婦のみの世帯数は959世帯でございまして、いずれも年々増加しているところでございます。

孤立死が生じる背景には、人口構造や家族構成の変化に加えて、都市部では、借家やマンションなどの集合住宅に居住することによって、近隣との人間関係が希薄になっていること、リストラ等による生活困難や病気になって孤立化する中年層が増加していること、社会との接触を拒否する高齢者や中年層・若年層の増加により、地域とのつながりが喪失していることなどがございます。

孤立死を防止するためには、地域社会孤立する傾向にある人に再び何らかの地域との「つながり」を持ってもらうこと、そのためにさまざまな角度からさまざまな人が声かけのできる地域のネットワークをつくること、つまり「地域力」の向上が非常に重要でございます。

このような視点で、町では昨年3月11日の東日本大震災を契機に、現在、災害

時の要援護者支援システムの構築に取り組んでおります。対象者は65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上のみの世帯で生活している方、介護予防の要介護認定が1以上の方、障害者手帳等を所有していらっしゃる方のうち、みずから要援護者として登録を希望される方としております。

昨年10月に対象となる方3,700人に対し、災害時要援護者として登録を希望するか否かを民生委員による個別訪問や返信用封筒を同封しての登録希望を確認したところでございますが、その結果、現在783の方が登録申請をされております。町では、このシステムを災害時のみに活用するのではなく、ふだんの高齢者の見守り活動に生かしていきたいと考えております。

このほか孤立死対策にもつながる施策といたしまして、町による配食サービス事業、緊急通報システム貸与事業、介護保険を利用している高齢者にはケアマネジャーやホームヘルパーによる定期訪問、民生委員による見守り活動、社会福祉協議会によるいきいきサロン活動、乳酸飲料の配布事業により、対象者の生活状況の把握を行っているところでございます。

孤立死は、人としての尊厳を損ないかねない痛ましい事態でございます。ひとり暮らしの高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、町といたしましても、社会福祉協議会、民生委員、福祉協力員、地域の団体、介護保険サービス事業者などと協働し、地域で見守るネットワークの拡充や緊急時に速やかに対応できるサービスの充実を図り、孤立死ゼロを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 3番、今長谷武和議員。

○3番（今長谷武和君） 全国的に民生委員さんの定数がなかなか満席になるのが難しいということを聞いております。篠栗町では、町民の方の御協力で定数を確保されていると思うんですけども、民生委員さんだけでは民生委員さんの負担が増すばかりなものですから、例えば新聞店さんとか、郵便局とか、宅配便とか、そういうところと連携しながら私はやっていくのがいいんじゃないかなと思いますけども、それについての町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 先ほどの答弁でも私からも申し上げましたが、今、町では民生委員の皆様方も当然でございますが、福祉協力員、あるいは各区のお世話役の方々、社会福祉協議会、それから介護保険サービスの事業をしていらっしゃる業者等々と一緒にそういう見守りの体制を行っておるところでございます。

当然のことながら、今後、対象となる人口もふえてくることも予想されますから、今、お話のあったような地域の公共業務に従事されてあるような皆様方にも、今後は御協力をお願いすることも必要になるかと思っておりますので、そのときはまた具体的にお示ししていきながら御相談してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 3番、今長谷議員。

○3番（今長谷武和君） それでは、特に高齢者の方が、区とか組合加入率が非常に低くて、民生委員さんも、正直申しまして、独居老人さんが住んである場所もわからないということも出ていると思っておりますので、町として、こういう独居老人とかひとり暮らしの方たちに対して、できるだけ区とか組合に加入されることを進めていただきたいと思います。これは要望としてお願いいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位4番、松田國守議員。

○8番（松田國守君） おはようございます。議席番号8番、松田でございます。きょうは2点質問させていただきます。

まず、観光について質問いたします。

「『地域の光を見る』という意味が語源とされる観光、それはとりもなおさず、地域に眠る宝の原石を掘り出し、誇りとなるよう磨き上げていくことだろう」、これは政策提言機関「西日本フォーラム21」が、国土交通省が選定した九州の観光カリスマ8人と全国の2人が中心となって観光を通じた地域づくりの秘訣、展望を語る会議の冒頭に掲げたテーマであります。

我が町には、日本三大新四国の一つ、篠栗新四国八十八カ所の札所がある、全国的に有名な霊場のまちであります。

加えて、平成22年にオープンした「森林セラピー基地」及び「篠栗九大の森」は、観光地としてもさらなる条件を付加いたしました。空港からも、福岡の都心からも車で約二、三十分、博多駅からも電車で二、三十分、これほど恵まれたセラピー基地はよそにはありません。

このセラピー基地効果で交流人口も徐々に増加し、リピーターも40%に達していると報告を受けております。三浦町長は、「環境、健康、観光」を町の運営のキーワードとして精力的に取り組んでおられ、その成果は確実に上がっております。中でも観光は、町の財政に直接かかわる重要なビジョンであり、目下のところ、観

光協会の5団体と商工会及び行政が協力し、日夜に取り組んでおられるところであり、特に、昨年、まちづくり課が企画をし、進めている「篠栗町まちづくり住民ワークショップ」は画期的な取り組みであり、今後の進展を願うものであります。

これからは、個々における課題や戦略を取りまとめ、最終的な理想の形を描き、実践する中心的な仕組みを構築することが喫緊の課題であると思います。ちなみに、観光戦略の基本は、「地域の人づくり」と「地域の連帯」だと言われております。観光戦略の専門チームの編成による抜本的な、かつ等身大の機構改革をなし、町内にはもとより、町外、県外、さらにはITを活用しての国外戦略を進めるべしと考えております。

そこで、町長に二つの質問をいたします。

一つは、観光行政の機構改革の考えはないか、二つ目として、町長がその機構の長として直接的司令塔になれないか、以上、お尋ねいたします。

次に、熱中症対策についてお尋ねいたします。産業観光課長にお尋ねします。

地球の温度が年々上昇みで、日本の夏も記録的な数値を更新しております。総務省消防庁によると、今年の夏、熱中症で搬送された人が全国で3万5,436人、死者は計61人でございます。搬送者数は前年度より3,665人多く、46.5%が65歳以上の高齢者だったそうでございます。

高齢者のグラウンドゴルフやゲートボール、あるいは少年の野球やサッカーなど、健康広場などでのスポーツ時、日陰のないところが非常に熱中症の心配があります。休憩時のひとときには日陰でくつろぐことができるよう整備をしていただけないか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それではまず、第1問目の質問に対して、三浦町長、答弁を求めます。

○町長（三浦 正君） それでは、私からは、松田議員の1番目の質問、「観光行政の機構改革について」という部分の答弁をいたします。

御存じのとおり、本町は170年以上の歴史を誇る日本三大新四国の一つ、篠栗四国霊場の地として知られているところでございまして、こうした歴史文化を踏まえて、平成22年9月にグランドオープンいたしました森林セラピー基地（心と体の癒しの効果を持つ地域）、それと、お遍路のまちを融合した滞在型の観光地「篠栗町」を売り出しているところでございます。

観光事業の推進は、篠栗町観光協会を中心に取り組んでいるところでございます

が、その中でも、篠栗町に根づいている「おせったい」の心を前面に押し出して、町内外に発信していこうと考えております。

これからの篠栗町の観光は、地域資源を活用した、地域が主役の着地型観光を押し進めていかなければならないと考えておりまして、地域資源を旅行者に提供するには、観光協会だけでなく篠栗町に居住されている方、農林業を営まれている方、事業経営をされている方たちが主体となった「観光地域づくりプラットフォーム」を立ち上げることが必要になってくると考えております。

「観光地域づくりプラットフォーム」とは、着地型観光商品の販売を行うため、地域内の商品の提供者と旅行会社、旅行者などの市場をつなぐワンストップ窓口としての機能を担う事業体でございまして、大手旅行社では企画できない、地元しかできないような旅行商品を企画し、町外に発信し、販売することが着地型観光の原点と思っておりますし、今後、篠栗町が目指す観光の姿でございまして。

旅行者と地域の人との交流が、旅行者をもう一度そこに訪れたいという気持ちにさせることでリピーターの確保につながり、ひいては観光行政の発展につながると考えております。

以上のことを具体的にするためにはどのような体制が有効に機能するかの検討についてでございますが、行政の枠を越えて、必要な機構改革に取り組んでまいりたいし、提案してまいりたいと考えております。

次に、その機構の長として、直接的な司令塔になれないかということでございますが、前にも述べました着地型・滞在型観光を推進するために、私と産業観光課が先頭に立って進めるところでございまして、今後、その体制ができていく中で、私も主体的な行動をとってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、2問目の質問に対して、三明産業観光課長。

○産業観光課長（三明祐治君） 公園や健康広場の日陰整備についての御質問にお答えいたします。

松田議員が言われますように、このところの夏は猛暑となり、熱中症で病院に搬送される方が増加傾向にあることは皆さん周知のところではあります。その背景には、二酸化炭素など温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響があると言われております。地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和は国家的な政策課題であり、都市公園の整備、緑地の保全、都市における緑とオープンスペースによるネットワークの確保は、より求められているところでございます。

さて、我が町の公園、健康広場でございますが、規模の大きな公園におきましては、木陰は比較的創出できております。しかしながら、規模の小さな公園、健康広場におきましては、そのほとんどが未整備の状況でございます。今後は特に地域住民の健康増進とコミュニケーションの場となるよう、運動等が行える広場として設置しております健康広場を優先して、その管理をお願いしております各行政区の区長をはじめとする地域の皆様と合意形成を図りながら、植樹による日陰づくり、あるいはほかの方法も考慮しながら、公園、健康広場の環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（今泉正敏君） 8番、松田國守議員。

○8番（松田國守君） この九州の観光カリスマというのは、10人と言いましたが、その中の4人だけのこの人たちの提唱したものを参考のために申し上げます。

熊本県小国町の宮崎町長、この人は新しい旅の形をリードするカリスマでございます。「地域づくりが単発に終わらないよう、行政が新しい取り組みを続けることが大事だと信じる」と。

宮崎県西米良村の黒木村長は、新しいワーキングホリデー制度のカリスマでございます。「これからは長期滞在し、知識や感動を得る体験型観光へのニーズが高まるだろう。成功は、各地が地域の特性を生かし、魅力的な受け皿をつくれるかにかかっている。キーワードは、自然と本物だ」。

由布院「玉の湯」会長 溝口薫平さんは、心の活性化のカリスマでございます。「大切なのは、各ホテルが力を合わせて、まちの環境、緑、空間、静けさを守ること」。黒川温泉の新明館代表取締役の後藤哲也さんは、癒し空間の演出のカリスマでございます。「成功のコツは、客を満足させる雰囲気づくりと人づくり、そして地域の連帯だ」ということで、こういう提唱があつておりますが、まさに今、町長が答弁されました中身としてございますので、これからそうしたことをとり進めていただきたいと思います。

あすの九州観光活性化に向けた五つの行動指針の中の一つに、もてなしの心を大切に、ゆとりと癒しで多様なニーズにこたえられる観光づくりを目指そうとあります。まさに我が町が目指すところであろうかと思えます。

それから、現在、森林セラピー基地の窓口、これが役場内の産業観光課にあるわけでございますが、だれもが寄りつきやすい場に、観光の総合拠点として構える必要があるのではないかというふうに思いますが、このことだけ町長に再質問いたします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 最後の松田議員からの御質問にお答えいたします。

ただいまはグランドオープンして1年半ということで、産業観光課を窓口にしてありますが、当然のことながら、息の長い取り組みでございまして、先ほど申し上げました新しい観光、組織というものを立ち上げていく中で、そこに移していくのが一番いい方法であろうかと思っております。

そこで、いろんなセラピー基地のことだけでなく、お遍路のこともあり、あるいは単純に旅館で心と体を癒したいという人たちの希望をかなえるという面でも、いろんなそういう総合的な窓口としての機構をつくり上げる。これは役場がつくるということよりも産業観光課、あるいは観光協会及びその参加の団体とともに、私どもと一体となって考えていくものであろうかと思っております。もう少しお時間をいただきながら、長期的に持続可能な形としてのそういう機構をつくり上げたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ちょうど1時間を経過いたしましたので、10分休憩をとります。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（今泉正敏君） 一般質問を再開いたします。

質問順位5番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、村瀬敬太郎でございます。

我が国で省エネルギーが叫ばれて久しいわけですが、特に東日本大震災以降、一層の省エネルギーが求められております。そこで、省エネルギーとまちづくりの方向性について質問をいたします。

①我が町では、これまでどのような省エネルギーの対策を講じてこられましたでしょうか。また、今後の計画があればお伺いします。

②平成17年度の電気事業法の改正により、電力の小売が一部自由化されました。それ以前からある電力会社のほかにPPSと呼ばれる特定規模電気事業者の中から購入先を選ぶことができ、一般にPPSのほうが料金も安価であると言われております。選択肢がふえることで経費削減の期待もでき、またバイオマスをはじめ水力、風力、地熱、太陽光などにつくられたグリーンエネルギーを使用することで、環境

を大切にする姿勢を一層アピールできるのではないのでしょうか。

③先日、日田市にあるバイオマス発電所で研修を受けてまいりました。建築廃材や生木などをチップ化し、燃料として発電しているということでした。バイオマスはカーボンニュートラルで環境に優しいとされており、オアシス篠栗のバイオマスボイラーも、この考えのもと導入されました。この環境重視の姿勢を、例えばバイオマス発電所を誘致するなど、環境に優しい産業を育成することで「環境に優しいまち」をもっとアピールされてはいかがでしょうか。

森林セラピーや観光資源との相乗効果も期待でき、近隣にはない独自のまちづくりができると思われませんが、いかがでしょうか。

以上、町長のお考えを伺います。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、村瀬議員の省エネルギーとまちづくりの方向性についてという御質問の3項目について答弁をいたします。

①のこれまでの対策についてでございますが、役場では、平成19年6月に「チームマイナス6%」を発足して以来、クールビズ、ウォームビズをはじめコピー紙の裏面再利用、役場が出る古紙のリサイクルのほか蛍光灯をLEDに順次切りかえるなど、CO₂削減と節電に取り組んでおります。学校や児童館などでも、夏場に緑のカーテンを設け、省エネルギーに努めているところでございます。また、町民の皆さんには、広報紙やホームページなどを通して、CO₂削減と節電への理解と取り組みの呼びかけを行っております。

今後につきましても、これまでの取り組みはもちろんのこと、さらにCO₂削減と節電を推し進めてまいります。

次に、2番目についてお答えいたします。

電力小売の自由化は平成12年から段階的に拡大されておりました、一般電気事業者と言われる各地域の電力会社10社のほか、自前の発電施設での電力や工場などの自家発電で余った電力などを利用し、電力小売事業に新規参入した事業者も電気の供給を行っております。この新規参入事業者が特定規模電気事業者、先ほどお話がございましたPPSと呼ばれる事業者体でございまして、各地で電力の小売事業を展開しているようでございます。

この自由化によりまして、電力を他の商品やサービスと同様に選んで買うことができるようになり、電力を提供する事業者側も、その特色を打ち出してくることが

考えられます。例えば、風力や太陽光など、再生可能エネルギーで発電をする電力会社を選べばその普及を推進することができますし、価格を優先したいと考えれば、別の安い発電方法をとる会社や割引メニューを設定している会社を選択することができるようになるわけでございます。

ただ、これまでの電力供給は、1地域を一つの電力会社が独占する形をとってきておりましたので、蓄積したデータや知識により必要な電力量が予測でき、これが電力の安定供給につながってまいりましたが、新規事業者がふえますと、需給の予測が甘くなったり、停電を引き起こしたりする恐れもあることや、責任の所在、安全性を確保する体制の構築が必要になることが指摘されているようでございます。

また、東日本大震災以降、原子力発電の停止等の影響で電力の取引価格が震災前と比較して3倍以上に高騰し、電力の調達が非常に厳しくなり、事業からの撤退が急増しておりまして、電力不足が常態化する中では、まだまだ十分な力を発揮できていないという状況もあるようでございます。

現に、平成23年度は調達できた国の機関においても、平成24年度分の電力調達の競争入札において応札者がいないという事例も発生しているようでございます。このような現状を踏まえますと、電力の調達については、先進自治体や近隣自治体の動向、または社会情勢等を見据え、今後検討していく必要があるかと考えております。

最後に、バイオマス発電所の件について私は、健康、観光、環境を意識した住みやすい篠栗町を目指しているわけでございます。また、国が目指している循環型社会に一つの町がどう貢献できるかを真剣に考えながら、次世代に誇れるような新たな町の個性を創造していきたいと、これまで何度も申し上げてきたところでございます。

議員がおっしゃられるように、環境に優しい産業の育成は非常に大切と思います。しかしながら、カーボンニュートラルの厳密な考え方やバイオマス発電等の技術などに関して、まだまだ勉強しなければいけないことが山積していると思いますので、十分検討した上で、太陽光発電等も含めて、今後のバイオマス発電等事業について、今後のまちづくりに活かしてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 1番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） 新総合計画の作成に向けて、現在、準備を進められておると思いますが、町のイメージづくりと申しますか、将来の町を創造することという

ものは大変大事なことだと私は考えております。将来的な篠栗町のイメージとして、どのようなものが町長はよいと考えておられますでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 非常に広いお話ではあるかと思えます。ましてや、新総合計画は、単に私の考えだけが反映されるものではございませんで、広く町民の皆さんが、この篠栗町としてこういうものが一番ベストだなと思ってもらえるような計画にしていく必要があるかと思えます。

そしてまた、その中で、たびたび私が申し上げておりますように、新しいまちづくり基本条例等もつくっていきながら、50年、100年という長きにわたる町の方向性の指針を示した上で、それに沿う行政が今後も行われるべきだと考えております。

そうした中で、私がたびたび申し上げております環境と健康と観光を意識したまちづくり、そしてまた、バイオマス産業あるいはバイオマスという思想、それから構造、そういうものを意識した次世代型社会の推進、これは総務省が提唱しております緑の分権改革という新たな取り組みに沿うところでございますが、それを前提としたさまざまな取り組みを売り込んでいく必要があるかと思っております。

具体的には、今後、いろんな人の御意見でその総合計画が固まっていくことになろうかと思っております。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位6番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） 議席番号2番、飯田でございます。空き家対策について質問いたします。

現在、篠栗町は、福岡市のベッドタウンとしても人口は増加しています。しかし、多くの方が新築の戸建てやマンションに居住され、築年数の古い家は所有者の高齢化や核家族化が進み、無人状態で、空き家として放置されています。このような空き家を放置しておきますと、老朽化による倒壊や害虫の発生、犯罪の誘発、火災の発生など、近隣住民の生活に不安を与えてしまいます。町内でも老朽化した危険な空き家が見受けられるようになってまいりました。本来なら所有者が責任を持って適切に管理すべきものと考えます。

千葉県松戸市では、本年4月1日より空き家対策で、所有者に適正管理を強く促す条例が施行されます。「本条例は、だれもが安心して豊かに住み続けられる住生活の実現に貢献すると考えます」とありました。同様の条例は、県内では宗像市が

ことし1月に施行してあり、糸島市は開会中の3月定例会に提案され、朝倉市も、老朽危険空き家の適正管理に関する条例案を定例議会に提案されました。可決されれば4月1日施行の予定です。

これまでも空き家対策については、旧産炭地域など一部の地域で取り上げられ、一般質問されてきました。そのときは長崎市の老朽危険空き家対策事業実施要綱の事例をもとに情報収集し、本町でも取り組めるものか検討したいと言われておりました。その後、検討しているのであれば、具体的に示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

空き家対策につきましては、一部地域の問題としてではなく町全体の問題として、他市の条例の効果等を見つめながら、篠栗町に合った対応を考えていく必要があると思います。篠栗町において、「安心して暮らせるまちづくり」のために何か対策を考えておられますか、町長の考えをお聞かせください。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） では、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、飯田議員の空き家対策についてという御質問に答弁いたします。

基本的に空き家という概念をもう少し狭めた老朽化した空き家ということではなかろうかというふうに思いますが、つい私も、この老朽化した空き家対策については、実際、どこが所管していくべきかというようなことも含めて、私、副町長をはじめ総務課、まちづくり課、建設課等で協議していったわけですが、現状のところ、とりあえず窓口として建設課においていろいろな情報収集をし、今後の対策を考えていこうということを取り決めたところでございます。

それでは、御質問の趣旨に添って答弁いたします。

空き家となった老朽家屋の問題につきましては、全国的にこの話題が取り上げられているようでございます。特に過疎化が進む自治体においては、市街地に住まわれる人の高齢化や高齢者の問題などで空き家となり、その空き家が適正に管理されない場合など、倒壊の恐れが先々あるような危険な家屋となる可能性が出てくるため、この問題の解決に向けて、各自治体でいろいろな対策に取り組んでいるところでございます。

他の自治体における取り組みの事例といたしましては、議員が言われましたように、千葉県松戸市では、「松戸市空き家等の適正管理に関する条例」が本年4月か

ら施行されます。その内容は、市民などから管理不全な空き家の情報の提供があったとき、市は立入調査を行い、管理不全な状態であると市長が判断したときには、所有者などに必要な指導、助言、勧告、命令などを行うことが可能であり、また、命令に従わない場合、住所・氏名などの公表ができることとなっております。

また、報道によると、秋田県大仙市では、「空き家の適正管理条例」と「行政代執行法」に基づき、市が、倒壊の恐れのある空き家の所有者に再三指導・勧告を行ったが、所有者が応じなかったため、市がこのまま放置はできないと判断し、解体・撤去を執行することを所有者に通知し、解体する予定になっているという報道がございました。費用は市が立てかえて、土地が競売にかけられたときに債権者の一員として受け取る予定であるとの報道でございました。

本町における現在の状況についてでございますが、昔から住んでいた人の高齢化、転居及び後継者問題などから空き家となり、その維持管理が不十分なため倒壊のおそれがある空き家が見受けられるようになりました。本町では、そのような空き家の所有者などに、防災上、安全上及び衛生上の観点から、適正な管理などを促す通知文書を送付するなど、地域の環境保全などが保てるよう努めておりますが、なかなか改善までには至っておりません。

本来、空き家となった老朽家屋の問題については、所有者が責任を持って、みずからの費用により適正に管理し、解決していくことが基本であると考えておりますが、適正な管理がなされない場合は、生活の安全性の確保ができず、周辺地域の環境保全が図れないこととなります。このような事態とならないために、さきに紹介した先進地事例及び他の事例などを参考としながら、関係課と連携し、本町の現状に合った対策を考えていきたいと考えております。

○議長（今泉正敏君） 2番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） 先ほど申しました松戸市などほかの自治体は、適正な管理や指導に応じない所有者に対して最終的に住所や氏名の公表をされるとなっておりますけど、これが懲罰的な氏名公表として余り効果は期待できないと思うんです。だから、もう一步踏み込んだ対応を何か考えておられるならお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） ただいまの答弁でも申し上げましたとおり、本来、この空き家となった老朽家屋、これは所有者が責任を持って、みずからの費用により適正に管理、解決していくことが基本であることは言うまでもございません。そういう意

味で私どもは、その所有者に対し、今、私どもからできる範囲の通知等を行っているところでございます。

しかしながら、それがなかなか改善されないという中で、いわゆる火災とかが発生するようなことになってはいけませんので、今後どういうふうにやっていくかということは非常に苦慮しているところでございます。

一歩踏み込んでというお話でございますが、これを法的な部分でクリアしながら解決していくための準備というのは今、やっております、今、議員がおっしゃったように、ただ氏名を公表するだけにとどまっては何の効果もないと思いますので、今後、十分慎重に、そしてなおかつ具体的な取り組みとして考えていきたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問順位7番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番の横山でございます。通告に沿って、順次、質問をいたします。

まず初めは、次期ごみ処理施設建設についてであります。

現在稼働しておりますごみ処理施設「クリーンパークわかすぎ」は、平成14年12月1日から稼働を始めておりますが、早いもので既に9年と4カ月が過ぎようとしております。周知のとおり、この施設の使用期間は平成30年3月末までとなっております、残すところ6年であります。

平成24年度の町長の施政方針に、次期ごみ施設に関する項目が含まれております。関係する部分を読み上げますと、「須恵町外二ヶ町清掃施設組合の今後の運営につきましては、平成29年度という一応の区切りがございます。今後、議会、関係住民の皆様や2カ町の町長や組合議会と協議しながら、平成30年度以降の運営について、平成24年度中に方向性を出すことができると考えております」とのことでした。

この方針をお聞きし、私は、大きな不安を感じずにはいらませんでした。「関係住民の皆様との協議」などと述べられること自体、明らかに「継続」を意識されているように思えるわけですが、過去において施設をお願いする際、無理を承知でお願いした経緯がございます。したがって、継続は選択肢から取り去り、あくまでも新規に施設を建設する覚悟が必要であると考えます。

新規にごみ処理施設を建設するには、構想から稼働開始まで10年は必要だと言われております。このことは、クリーンパーク後の次期施設建設にも言えることでもあります。残すところ6年となった現段階で、新たな場所に施設を建設するために

は、計画はかなり進んでいなければなりません。事業主体、処理方法及び建設場所等がどのようになっているのかについて、説明を求めたいと思います。

ところで、平成20年9月議会において、クリーンパークに関する永柄元議員の質問に町長は、「クリーンパークの今後は、糟屋5町ごみ処理に関する覚書において、稼働後5年をめどに次期処理施設の検討することになっております。糟屋5町ブロック幹事会において、新しい清掃施設の視察を行い、建設費・ランニングコスト等の比較協議や検討を始めている」と答弁されております。

地元との協議書に明記されておりますように、クリーンパークわかすぎに関しては、あくまで篠栗町、粕屋町、須恵町の3町の枠組みしか地元は認めておりません。志免町と宇美町は、あくまでも燃えるごみに関し処理委託を認めているにすぎません。ですから、3町がほかの町と合併した場合は、この施設を使用させないとの考えであります。

そういう状況の中で、5町の覚書では、あえて次期施設の検討課題に新たな事業主体を含めております。つまり、現在の施設は継続しないことを前提に協議は行われているわけでありまして。そうならば、5町ブロック幹事会で視察に行かれるのも理解できますが、私が調べた限り、施設組合の視察はあっても、5町の視察を確認できませんでした。議長もこの幹事会のメンバーであることから、町長答弁が間違っていたなら訂正を求められたはずですが、したがって、視察は実施されたと考えるのが妥当だと思います。いつ、どこの施設を視察されたのかを参考までにお聞かせください。

また、5町の覚書には、次期施設の検討開始時期のほかに次期施設の場所の特定等、具体的対応のめどについてもうたってあったと思います。その時期がいつなのかについても明らかにしていただきたいと思います。

次はこの質問の最後になりますが、現在、切通池から小林四つ角までの道路建設が進められております。担当課の皆様には、地元地権者との交渉等で多大な御苦勞をおかけしていると思っております。

ところで、先日、地権者の方からお話をお聞きした際、疑問に思ったことが幾つかありますので、ここで町長に確認の意味を含め、お聞きいたします。

地権者との交渉過程で、道路敷地から外れた谷合いの農地を町が買い上げるだとか、三つ葉の里が買うだとかの話が町長からあり、それならば文書をくださいと言ったら、「それはできない」と言われたとのことでした。地権者の承諾が谷合いの農地も買ってもらえることが前提であったことは明らかですが、そうだとすれば、

その約束は実行されなければ、地権者を騙したことになると思います。ただ、実行するにしても、町としてその土地が必要かどうかの審議を済ませた後でなければ、軽々しく約束はできないと考えます。約束された土地はかなりの面積であります。この地域を購入する目的と議会への相談の有無について、お聞かせください。

また、三つ葉の里が購入することになっているのかどうかについてもお聞かせください。

次は、森林セラピー基地に関し、ごく基本的なことについて7項目お尋ねします。

質問その1、森林セラピー基地を全面的に打ち出すには、森林に対する感謝の気持ちや森林の重要性について熟知していなければならないと考えます。ですから、まず初めに、町長の森林に対する認識をお聞かせ願います。

質問その2、森林セラピーの認定を受けたことを殊さら強調されているきらいがありますが、セラピーの認定がどれほど貴重なことだったのかを知る上で、次のことをお尋ねします。

一つ、セラピーの認定はどの機関で行い、認定を受けるとどのような特典があるのか、一つ、過去に案内板や木柵の遊歩道が整備された際、補助率66.7%の補助事業が適用されております。今回、役場前にモニュメントや別の場所には案内板が設置されておりますが、国・県の補助等はあったのでしょうか。

質問その3、森林にセラピー効果があることは経験的にだれもが知っております。そのことをあえて多額の調査費を使って証明する必要があったのかどうかをお尋ねします。

質問その4、現在のところ福岡県内では、我が町と八女市、そして、うきは市の三つの自治体が認定を受けております。全国でも50程度の自治体ぐらいしか認定を受けておりませんが、認定を受けた森林にはセラピー効果があり、そうでない森には、その効果がないとは到底思えません。その違いは、認定の申請をしたか否かの違いだと考えます。

ここでお尋ねですが、セラピーの申請を行い、調査費を使ったものの認定を受けられなかった地区が過去にあれば、教えていただきたいと思えます。

質問その5、日本には「名水百選」や「名山百選」といったものがあります。セラピーにも百選なるものがあると思って、その中に篠栗の森が入ったのであれば認定の価値は、はかり知れないものとなると考えます。しかし、セラピーの認定は今後も続くものと考えねばなりません。将来、認定地区が数百カ所になった場合、認定の価値が減少することを覚悟しなければなりません。そうなる恐れは多分にあるかと

と思いますが、そのときでもセラピー基地の看板を掲げ続けられるつもりなのか、お聞かせください。

質問その6、「セラピー基地はどこでしょうか」と町外の方から尋ねられ、返事に困ったという話を聞きます。このような場合、どのように対応したらよいのか、マニュアル的なものがあれば、町民の皆様に教える必要があるかと思えます。いかがでしょうか。

質問その7、最後の質問になりますが、セラピー基地を掲げたものの、森の中では携帯電話が通じないのが現状であります。現代人にとって携帯電話は不可欠な存在で、ケータイが通じないだけで大きなストレスを感じ、セラピーどころの話ではなくなるのではと心配します。また、セラピー道路に通じる道の並木が枯れたり、傾いたままになっているのが目立ちます。セラピー基地に到着する前に幻滅される恐れが多分にあるかと思えます。これが我が町の現状であります。ですから、セラピー基地を宣言する前に準備しなければならなかったことがたくさんあったように思えてなりません。

北海道で認定を受けた地区が2カ所あります。しかし、その中で最初に認定を受けた自治体は、その後、準備不足を理由に、認定2年後に看板をおろしております。私は勇気ある決断だったと評価しております。我が町も基本に立ち返り、考えを練り直す必要があると思っております。町長の見解を求めます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、横山議員の二つの質問、まず、次期ごみ処理施設についてのほうから答弁いたします。

まず、次期処理施設の処理方法及び建設場所についての御質問でございました。

横山議員の御承知のとおり、クリーンパークわかすぎは、廃棄物の再生、循環型社会の構築を目指して、ごみを焼却するのではなくRDF、つまり固形燃料化する施設として平成14年12月に供用開始いたしました。現在もRDFは、大牟田リサイクル発電所へ搬送し、発電の燃料として使われております。

次期施設の処理方法及び建設場所等についてでございますが、処理方法といたしましては、現在のRDF化のほかストーカ炉による焼却方式やシャフト炉によるガス化熔融方式等が考えられますが、安全性、安定性、経済性、環境への影響などいろいろな観点から比較検討を行う必要がございます。

特に、現行のRDF化に関しましては、平成13年3月に大牟田リサイクル発電

所とRDFの供給及び処理委託に関する契約を提携しており、組合の一方的な意思による撤退ができない状況にあります。現在、県、大牟田リサイクル発電株式会社及び加入組合等でこの事業延長問題を協議しているところであり、このような状況を踏まえ、総合的に検討しているところでございます。

2番目、糟屋5町ブロック幹事会で視察に行った日程及び次期施設に関する検討内容の説明をという御質問にお答えいたします。

関係5町の環境担当課長で組織する糟屋5町ブロック幹事会におきましては、平成20年8月6日に、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合のごみ処理施設である「クリーンヒル宝満」を視察いたしております。この施設は、高温ガス化直接溶融炉により処理を行うもので、発電施設も備えた施設でございます。当時、処理方式としては、この溶融方式が注目を浴びておりましたが、現在は、安全性、ランニングコストの面から、焼却方式も見直されているところでございます。

平成11年12月4日に締結されました「糟屋五町のごみ処理に関する覚書」では、「事業主体については、施設の稼働後5年以内をめどに、将来の対応方針を明らかにすることを目標とする」とうたわれております。この時期に、ごみ処理施設に関する件につきましては、5町による覚書で目標とされている行程よりもおくれてはおりますが、今後の廃棄物行政に支障のないよう、できるだけ早期に方針を決定し、皆様に御報告できるよう、鋭意努力しているところでございます。

3番目の御質問でございます。

この質問は乙犬切通線用地買収の残地の件だと考えます。残地につきましては、平成21年に地権者より、公共的に利用できる施設としての使用を考えてもらいたいとの要望があり、当時の総務建設委員会に要望の説明及び報告をいたしております。

私にとりまして、須恵町側から整備されてきた周辺道路の整備は、ごみ処理行政を遺漏なく進める上での最優先課題との判断から、施工中の乙犬切通線、乙犬中園線の平成24年度いっぱいでの道路の完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、セラピー基地につきましては七つの項目がございました。1番目と7番目を私のほうから答弁し、残りを担当課であります産業観光課長から答弁させていただきます。

まず、最初の森林に対する私の認識を問うとの御質問でございましたが、私は、毎年実施しております「行政区説明会」で、町民の皆様には、町が目指すべき「環境、健康、観光」の重要性について御説明いたしております。

とりわけ環境におきましては、町の約7割を占める森林がすばらしい景観の形成に寄与していることは言うまでもありません。さらには、土砂流出の防止、水源の涵養、保健の機能等、公益的な機能を持つことも十分認識しております。そして、その機能の低下を補うために、荒廃森林再生事業や県が実施しております地産事業など、積極的に取り組んでいるところでございます。また、遊歩道沿いの荒れた竹林につきましては、町内ボランティアの協力で整備を行っているところでございます。

7番目の森林セラピー基地について、基本的なことから見直す必要があるのではとの御質問でございますが、まず、携帯電話が通じない場所があるとの御指摘ですが、最近では改善される方向にはございます。そして、森林の中におきましては、どうしても携帯電話が繋がらないところがありますので、森林セラピー体験をしていただくときには、森の案内人2名で実施いたしているところでございます。

また、枯れ木や倒木が目立つ等の御指摘ですが、自然を体験していただく以上、そのような場所もあることは事実でございます。それはすべて悪しきことではないとも考えております。とはいいまして、自然災害などによりコースを散策していただくことに支障を来すような場合は、速やかに改善してまいっております。

もともとふだんから多くの方々に利用される遍路道や遊歩道等をセラピー道路として設定しております。歴史的な雰囲気も醸し出しておりまして、多くの手をかけることは避けているところでございます。今後は、既存の林道などを活用し、新たなセラピーロードを設定して、さらなる森林セラピー基地の魅力をふやし、観光協会、商工会、観光商店会、旅館組合、食堂組合、霊峰会等と一緒に森林セラピー案内人の会「森の風・篠栗」等の御協力を得て、御賛同をいただいております皆様と一緒に森林セラピー事業を推進する所存でございます。

それでは、担当課長から、後のその他の質問について答弁させます。

○議長（今泉正敏君） 三明産業観光課長。

○産業観光課長（三明祐治君） それでは、2番目から6番目の項目について、私のほうから答弁をさせていただきます。

森林セラピー基地についての2、森林セラピー基地の認定はどこで行ったのか、またどんな特典があるのか、モニュメントや案内板の設置に補助金がつくのかについての質問にお答えいたします。

基地として認定した機関は、NPO法人森林セラピーソサエティです。

そして、特典はとのことですが、「森林セラピー」、「森林セラピスト」、「セ

ラピーロード」という商標の使用が許されているということです。商標登録されており、認定されていない市町村等では勝手に使用することができません。

また、モニュメントや案内板等の設置にかかる補助金はとのことですが、当事業を行うことでの直接的な補助制度はございません。しかしながら、町が目玉事業等に活用できる産炭地域活性化基金交付事業として実施できたのは、認定があったからでございます。実際に財団法人福岡県産炭地域振興センターから事業費の9割ほどを交付金としていただいております。

次に、3番目、調査費を使って、あえて証明する必要があったかとの御質問についてでございますが、森林セラピーの効果があることを証明することにより、森林セラピー基地の認定を受け、広く町内外に情報発信ができること、そして篠栗町のブランドとしての価値を高めることに必要なことでした。そして、実際に新聞、テレビ、ラジオ等のメディアに広く取り上げられ、「森の鼓動が聞こえる遍路の里」、「都心に近い森」として、町の観光資源としての篠栗四国霊場等をPRするよい機会となっております。

次に、4番目、森林セラピー基地の認定が認められなかった事例があるのかとの質問についてですが、調査費をかけない1次審査において申請が受け付けられなかった事例があると確認をしております。

次に、5番目、森林セラピー基地が全国で数百を超えても、森林セラピー基地の看板を掲げ続けるのかとの質問についてですが、当初から認定団体において、全国で100カ所程度を目指したいと進められてきた事業でございます。そうした意味においては、議員が例として挙げられた「名山百選」や「名水百選」と同様の価値を将来有することができるものと確信を持って事業を展開しているものでございます。

その認定は、平成18年にスタートしてございまして、我が町では、先進基地の認定状況やその後の事業の展開、可能性を見きわめた上で、平成20年に申請を行い、平成21年3月に、全国36番目の認定を受けたものでございます。

現在、福岡県内に八女市、うきは市が認定を受けており、福岡県の観光協会の補助金を受けて、共同でパンフレットの作成やPR活動を行っています。

また、九州管内でも、本町を含め八つの基地があり、九州・沖縄森林セラピー基地ネットワーク会議を設立し、お互いに情報交換をしております。2月には共同でポスターを作成し、九州管内の森林セラピー基地を共同でPRし、その効果についての周知に努めているところでございます。

横山議員が言われるような認定地域が数百になるかどうかはわかりませんが、篠栗町ならではの特徴を生かした「森の鼓動が聞こえる遍路の里」、「都心に近い森」として、森林セラピー基地“篠栗”をPRしていきたいと考えます。

次に、6番目、町の「森林セラピー基地」はどこかとの御質問ですが、篠栗町では、全域を森林セラピー基地に認定しております。そして、セラピーロードとして若杉・荒田高原を中心に四つのコースを設定しております。パンフレット等は、産業観光課、観光案内所等に設置しておりますので、周知方よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） まず最初の、次期ごみ処理施設に関してでございますが、この課題は非常に我が町にとっても、また5町にとっても大きな課題であるというふうに思っております。これから毎回、議会のたびにこれの関連の質問はさせていただきたいと思っておりますが、今回、再質問させていただくのは、次期施設建設のタイムスケジュール、これは覚書、あるいはまた覚書の解説書というものがあると思いますが、そこにはっきりとその期間を明記しております。

まず、現在のクリーンパークわかすぎは、稼働できるのが15年間で、平成14年12月1日から30年の3月末までということで、最初の5年間は、新しいプラントがうまくいくかどうかということを見ようということだろうと思うんですが、その終わった後、いわゆる5年後、三浦町長も言われましたように、次期の建設に向けての検討をしなければいけないということになっております。そして、稼働から10年、いわゆる期限が切れる5年前には、具体的なことをある程度取り決めをして、検討に入るといふふうになっているわけでございます。

私の経験上、今のクリーンパークわかすぎですが、造成からプラント建設に丸3年かかっております。当然、その前の1年間は設計にかかるわけです。ですから、実務、実際の設計施工に丸4年かかるわけですが、あと残された丸4年を引きますと2年間しか残りません。この2年間でどこの町に、そしてどこの場所に置くのか、あるいはまた事業主体、今は3町の施設組合で運営しているわけですが、宇美、志免をどうするのか、そういう取り決め、いわゆる事業主体の取り組み、あるいはまたRDFでいくのか、さっき町長が言われたように、熔融にするのか、単純な燃焼方式でいくのか、そういうものをすべて決めなければいけない。そして、手をおろしたところの大体の同意を取りつけるまでをあと残り2年間でやらなきゃいけない。

正直言って非常に難しいんじゃないかなと思っております。

これはお願いなんですけど、今の答弁を聞くと、検討の必要性があるというような答弁でしかありません。今までどういう検討をされたのかということが全然答弁に入っていないんですね。ですから、検討された具体的な事業主体をどうするのかぐらいは決めておかなきゃいけない。そういうものがあつたのかなないのか。

最近、5町のブロック会議があつたと思います、2月21日ですか。そのとき志免、あるいはまた宇美町から質問があつていると思います、次期施設をどうするのかと。ということは、結局、今までそういう検討がなされてないということの裏返しじゃなかろうかと思っております。心配しております。ですから、そこらをもう少し詳しく答弁をお願いしたいと思っております。

それから、道路をつくつた残りの谷合いの農地、残地というふうな表現をされてますが、残地というのは、一つの田んぼがあります。例えば、そのうちの半分を道路用地にとられたときの残りのことを残地と言います。私が言っているのはそうじゃない。全然、道路用地にもかかってない地、しかし、向こうの山との谷間の農地すべてを買い上げるというふうな答弁というか約束をされている。そのことを私は言っているんですね。ですから、そこはどうなっているのか。あるいはまた、三つ葉の里を買い上げるだとか、そういうことの答弁がなされていない。だから、そういうことをもう少し答弁をはっきりしていただきたい。

それから、次の森林セラピーですが、私は、道路の並木が枯れていると言っているんですね。道路からはみ出たところは、自然の森に枯れ木があつたってそれは構わないんですよ。並木が枯れているのがある、傾いているのがある、そういうのはいかなものかということを行っているんですね。そこら辺は管理の手落ちじゃないかなと私は思っておりますんで、その答弁をしていただきたいなというふうに思っております。

それから、たくさん聞きたいことはあるんですけども、これは産業観光課長にお聞きしますけれども、モニュメントなんかの補助はありませんでしたと。しかし、産炭地域振興の交付金をいただいておりますと。これは別にこの事業に使わなくてもいいんですよ、この交付金は。篠栗町にはこれだけの交付金はあてがいますよというのはあるわけですから、ただ何でもかんでも使えませんよというだけの話です。ですから、これに使わなくても、別にふさわしいものがあれば使えるわけですから、それは補助金でも何でもないということです。

それから、この森林セラピー、町外の方から聞かれて、私は、町として町民の方

がそういうふうに分かれたときにどういう対応をしたらいいかわからないと。ですから、町民の方にそういうマニュアル的なものを、やはり町は責任を持ってされたらどうかということを行っているわけですから、私は、森林セラピー基地が何なのかをここで聞いているわけじゃない。町民の方でわからない人がたくさんおられます。現実問題、どこですかと。その方は、金出で農作業をしてあったから、私は樹芸の森をと言いましたけど、よかったですでしょうかというふうなお答えだったんですね。それは間違いじゃありませんよというようにお答えしていますが、やはり面食らわれると思うんですね。だから、そこらはもっと丁寧にマニュアル的なものを示したらどうかということを行っているだけですから、それについてお答えをいただきたいと思っております。

それから、セラピー基地は100カ所程度を予定されているというNPOの方針だと思うんですね。ただ、同じ100といっても、名水百だとか名山百とは全然意味が違うんですね。セラピーの場合、申請をして100になった、もうそこで打ち切りますよという話だけじゃないです。本当に全国を見て、セラピーにどこがそれを順位づけるかは別として、そういう形で。選ばれた100だったら、私は物すごく価値があると思うんですね。別にけなしているわけじゃないんです。だから、これはこれで有効に使えばいいんだけど、やっぱりその前にもっともっといろんなやるべきことがあるんじゃないかなということを行っているだけですから、だから名山だとかの百とは違うんじゃないかなというふうに思っておりますので、それをそこまで高める。

例えば、この100の中に屋久島なんか申請しなかったらどうするんですか。あそこはセラピー効果がないことになってしまいますね。だから、そういうことじゃなくて、セラピーでいわゆる認定を受けるなら受けて構いません。それを受けた以上はこれを活用しなきゃいけない。しかし、活用するにしても、余りにもそればかり突っ走るんじゃなくて、もっと足元も見る必要があるんじゃないかなということをおはここで言っているわけです。

だから、一たんまとまるということも大事だと思うんです。別に看板をおろしなさいということを行っているんじゃない。一たん立ちどまって考え直す。一たんまとると書いて正しいと書くわけですね。だから、そういうことも含めて慎重にやってもらいたいなというふうに思っておりますので、今、取りとめなく言いましたけども、その中で答えられる分について、町長なり産業観光課長にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） それではまず、三浦町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） まず、1番目の質問の中で、少し御質問の趣旨がいわゆる行政の長としての私に対する御質問とクリーンパークを組織する須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対する質問とが混同されている部分もあるように思いますので、その辺は整理して答弁し、あるいは整理して議員のほうからも、須恵町外二ヶ町清掃組合自体の運営、あるいは今後の方針につきましては、そこに選出されている議員の皆様もいらっしゃるわけですから、そういう議員の皆様方と協議していただいて、この議会あるいは組合長を交えた全員協議会等でしっかり議論していただくべく進めていただかなければいけない部分もあろうかと思えます。

たまたま私が今、組合長もしておりますが、行政の長という立場で、ここは篠栗町長という立場で答弁していく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

まさに議員が御心配されているように、30年3月でこの当初14年12月から稼働した施設が15年経過するわけでございますので、それがいわゆるこれまで組合においても、あるいは関係する自治体の長、あるいは議員の皆様方においても、余り具体的に進展してなかったという御心配は当然そのとおりでありますので、それにつきまして私は、平成24年いっぱい、とにかく道筋をつくるべく関係機関と協議してまいりたいというお話を冒頭の施政方針の中でも申し上げたところでございます。

お話のように、プラント建設には、設計を含めて4年、その前の用地交渉の点の落とし込みからすると、とても5年じゃ足りないんじゃないかというお話もございます。それは当然、そういうふうに御心配される向きもあろうかと思えますので、今後は、今から、これまでやってきたことの反省を含めて、具体的にクリーンパーク議会、あるいはクリーンパークの組合と一緒に進めていきたいと思えますので、今後、またいろんな問題について議会のたびごとに心配な点は御確認していただくということでございますので、ぜひそのような方向性で、とにかく29年度、30年4月以降のことについて、しっかりした具体的な形となるように一緒に進めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、残地の件ということにつきましては、先ほど答弁したとおりでございますので、私にとりまして、まず道路整備というものが今、この道路整備は、まずは絵をかかれたのが平成13年でございます。そして私は16年から取り組んでおりますけど、やっと8年かかって、24年度いっぱい乙犬切通線、乙犬中園線

ができようか。まだ一部用地買収が残っているところがございます。そこをまず用地買収を解決し、道路整備をすることがまず私どもの優先順位として取り組んでいるところがございますので、御理解をいただきたいと思えます。

2番目の御質問の中で、幾つかの点は産業観光課長から答弁いたしますが、産炭地域振興資金をこの事業に使うということにつきましてだけ私の方から申し上げますと、これは私どもの事業として、この森林セラピー基地をこうやって取り組むに当たり、産炭地域振興資金1億5,600万円あったと思えますけれども、そのお金の分を使わせていただくということを当時の議会で理解していただいて、そして、また賛同をいただいて、とり進めているところがございます。

いわゆる旧産炭地域ということで、非常に五条地域、六条地域においてはいろいろな取り組みがなされてきたわけですけれども、それを一つの資金として、新しい篠栗町としての個性の創造のための一つの事業であるということで、それぞれの年次の予算の中で御賛同いただいているものと理解しております。

後の幾つかの項目については、産業観光課長から答弁いたします。

○議長（今泉正敏君） 三明産業観光課長。

○産業観光課長（三明祐治君） 残りの御質問についてお答えしたいと思います。

まず、並木が枯れているという話なんです、現地を改めて確認させていただいた上で、そういった確認の上で手を入れるかどうかを判断して、そのような努力をさせていただこうというふうに考えております。

それから、マニュアルづくり、情報発信の件ですが、まだまだ足りない面はあるかと思えます。もっともっと努力して、町内外の皆さんに認識していただけるよう頑張りたいというふうに努力させていただこうと思えます。

それから、百選等々のお話があったかと思えますが、森林セラピー基地“篠栗”がそのような価値を生むように鋭意努力をさせていただくということで、お答えにかえさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山議員。

○4番（横山久義君） 質問というより、町長が私の質問にお答えになってない部分がございますので、いわゆる切通池から小林四つ角の道路整備に関して、いわゆる「私は、谷合いの農地をすべて買いますよ」と、地権者にそういう約束をされている。その中で、三つ葉の里が買うというような項目も入っている。どちらがどう買われるのかしりませんが、そのことについて明らかにしてくださいということ

を言っているんです。

残地は当然議会にも諮ってあります。だから、先ほど残地の説明を私はしたと思うんですね。要するに、一つの区画が途中から切れるだとか、そういうところの残りが残地と言うわけですから、それ以外の全然道路敷地に関係ない農地についても、谷合いですから、向こうの丘までの農地を買うということですから、そういうことで既に地権者というのは、はんこを押しているわけですよ。ですから、そういうつもりはなかった。口約束だから証拠はないだろうというようなことじゃない。それこそ住民との信頼関係が損なわれるんじゃないかなと思いますので、その点をはっきりと答弁をしていただきたいということです。

○議長（今泉正敏君） 最初の答弁書の中に、そのくだりは先ほどなかったですか。そういう地権者からの要望があったということ、そういうくだりじゃなかったですかね。

○4番（横山久義君） 町長の答弁は、残地についてというふうなことだったと思うんです。私は答弁書は見ていません、聞いていますからね。だから、残地の意味が違うんですよ。残地というのはわかります。それは道路敷地に切られて、残りの田んぼが使い道がないから、それも一緒に買ってくださいと、それは当然のことですよ。それ以外に、道路に関係ないところの農地までも買うという約束がなされているから問題じゃないかなということで私はお聞きしているんですから、その中に三つ葉の里の話も出てきているわけですから、地権者は三つ葉の里のどうのこうのというのはわからない、聞かないとわからなかったわけですから、それはそういうふうなことを言っていると思うんですよ。だから、そこら辺をはっきりしてくださいということを言っているんです。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 先ほどから申し上げておりますように、また議員の通告書に書いてありますように、道路敷地から外れた谷合いの農地を町が買い上げるだとか、三つ葉の里を買い上げるだとかの約束を町長が行っているようだがとありますけれども、私の答弁いたしましたとおり、残地につきましては地権者から、公共的に利用できる施設としての使用を考えてもらいたいとの要望がありましたと。これについては、当時の総務建設委員会にて、要望及び報告もしております。まずは、道路整備というものが最優先でございますので、切通線、中園線の道路整備をいたしますと。

今、お話があっているような、外側のことというのはまた別事業のことであろう

かと思いますので、次期ごみ処理施設に関連するものとはちょっと違う次元の話であらうかと思います。今、私から申し上げられるのは、再三申し上げております答弁のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（今泉正敏君） 回数が3回になりましたので……

○4番（横山久義君） 先ほどの、私は答弁されてないから答弁を促したということとです。

○議長（今泉正敏君） 確認になりますけれども、じゃあ再度質問がありますか。
横山議員。

○4番（横山久義君） 地権者からの要望ということですが、それに対して町長は、約束してあるわけですよ。町なり、三つ葉の里が購入しようということ。だから、地権者の方は文書をくださいとまで言っているわけですよ。でも、文書は出せませんということまで言っているわけですから、そういうことを前提にはんこを押しているわけですよ、地権者は。ですから、これははっきりとした約束行為だということを私は言っているんですね。それならそれで、その土地をどういうふう具体的に使うのかだとか、そういうことを議会にもお示しをして了解をもらわないと、三浦町長の任期は11月いっぱいですよ。次はどういう方が町長になられても私はしりませんよと言われたら、この話はどうなるんですか。そのことを心配しているわけです。ですから、そこをお答え願いたいということを言っているんです。

今、お答えできないなら、また6月議会でどっちみちこの処理施設に関しては行いますから、それまでにまとめてもらえばいいです。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 先ほどから答弁したとおりでございます。

○議長（今泉正敏君） 時間が微妙なんですけど、間もなく12時15分になります。

予定議員があと1名ですが御協力願ったら、あと1名いきますが、よろしいですか。
それでは、続けてまいります。

質問順位8番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 議席番号5番、大楠でございます。済みません、時間延長になりますが、おつき合いをお願いいたします。

それではまず、町立図書館の利用・運営状況を問うということで質問いたします。

町立図書館は平成5年に開設以来、多くの町民の方が利用されています。また、蔵書も豊富で、子どもからお年寄りまで、大変親しみの持てる施設となっております。

す。長引く不況の影響もあってか、町民の方から、本を買って読むより、図書館で借りて読むということをお聞きいたします。私自身も、以前に比べれば図書館の利用が多くなっています。そこで、町民の方に図書館をもっと利用していただくため、以下のことをお尋ねいたします。

まず、1年間の図書館の利用者数・図書貸出冊数を尋ねます。あわせて、現在、広域の貸し出し制度の利用が行われておりますが、その利用件数の報告を求めます。また、開館時と現在の利用状況の推移を尋ねます。

次に、利用者の年齢層・性別等はどのような傾向にありますか、また、利用者に人気があるのはどのような本でございますか、それもお願いたします。

図書館では多彩な催しをしておられますが、人気のある主なものを尋ねます。

図書館を利用することによって、町民の方にもたらす経済効果、そういう金額はいかほどと推定しておられますか、報告をお願いいたします。

また、平成22年度において、年間の新刊補充の冊数と予算額を尋ねます。

次に、蔵書点検の日数が糟屋地区において、篠栗町は12日間と図書館の休館日が多いわけでございますが、利用者のサービスの面から、これをもう少し縮めていただきたいと思っております。改善はできないか、お尋ねをいたします。

最後に、本の紛失があると聞いております。ゆゆしきことでございますが、実態とこれに対する対策を伺います。

その他、皆様のさらなる利用をいただくために、当面する課題並びに方策を尋ねたいと思っております。

次に、若者の新規就農支援についてということでお尋ねをいたします。

政府の新たな新規就農支援制度は、平成24年度に始まります。45歳未満の新規就農者に、研修期間も含め1年間に150万円、7年間で最大1,050万円の給付をするという支援策で、今までにない思い切った政策を打ち出しております。

篠栗町の農業も、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、特に中山間地区でございますが、多くの今後の課題が山積をしております。特に篠栗町では、今、述べました若者の新規就農者の、農業後継者が育っているということを近年聞いた記憶がございません。この際、国の手厚い支援策を利用いたしまして、次世代の担い手であります若者の新規就農者を定着させるべきと考えております。

そこで、3項目の質問をいたします。

- 1 新規就農支援策の概要説明を求めます。
- 2 所管課において、対象になるような人材の把握はしておられますか。

3 この支援制度を成就するため、町としてどのような働きかけと支援をしているのか、尋ねます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それではまず、1点目について郡嶋教育長、どうぞ。

○教育長（郡嶋正弘君） それでは、御質問がありました町立図書館の利用・運営状況につきまして、お答えをいたします。

まず最初の年間貸出利用者数及び貸出冊数についてであります。平成5年度の開館時は3万7,000人の12万冊でしたが、平成22年度は6万4,000人の25万冊でした。また、平成18年度から平成22年度までの5年間の平均は6万2,000人で、24万8,000冊となっております。今後、図書館利用者数はさらに多くなるものと思われま。

次に、町立図書館と都市圏の図書館が相互に貸し借りすることができます広域制度の利用についてでございますが、県立図書館をはじめ、ほかの公立図書館から図書を借りた件数は、平成18年度の345冊から平成22年度は835冊となっております。また、町立図書館からほかの図書館に貸し出した件数は、平成18年度の117冊から平成22年度の270冊と、どちらも年々利用者が増加している状況にあります。

2番目に御質問の利用者の年齢、性別の傾向ですが、年齢で見ますと、最も利用が多いのは30代の20%となっております。次に小学生17%、40代17%、そして60代以上が15%、未就学児11%となっております。

また、性別では、女性の利用者が62%を占めている状況でございます。

3番目の御質問の利用者に人気がある図書は、一般書では最新の推理小説、児童書では「かいけつゾロリ」シリーズ、雑誌では主婦向けの月刊誌、視聴覚ではアニメのDVDとなっております。これらの最新の貸出順位は、定期的に町のホームページに掲載していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番目の催しの御質問でございますが、毎月実施しているのが日曜日のお話会、土曜日の折り紙、児童映画上映会、将棋教室でございます。

また、生後10カ月児を対象としたブックスタート事業や視覚障害者へ広報ささぐりの録音を郵便にて送付する事業、布えほんの作成なども行っておりますが、そのほとんどが、図書館ボランティアの皆さんの御協力をいただいている事業となっております。

そのほか、企画事業では、えほんフェスタ、人形劇公演、児童劇公演など、乳幼

児や児童を対象としたものを主な事業として行っております。

5番目の経済効果についての御質問ですが、例えば、平成22年度に貸し出した本を利用者が自費で購入したと考えますと、約5億円となります。そこで、町民1人当たり大体1万6,000円の講読をされたことになっているようでございます。

6番目の御質問ですが、平成22年度の購入冊数は、一般書2,669冊、児童書891冊、雑誌2,698冊、視聴覚資料90点でございます。その金額は、図書714万4,000円、視聴覚資料44万1,000円、新聞・雑誌等が225万1,000円となっております。

7番目の蔵書点検の日数についてでございますが、糟屋地区の実態を調べましたところ、短いところで8日間、長いところでは、工事とあわせたときの17日間となっております。それを平均しますと10日間でございますが、これらのことから、来年度の特別整理期間は、作業人員を集中させるとかいろんな方法を取りながら、極力短縮を図り、10日間程度で行えるように改善したいと思っております。

8番目の本の紛失についてであります。毎年、特別整理期間の蔵書点検において不明になった本が判明するわけでございますが、平成22年度までは毎年約200冊の不明本が発生しておりました。しかしながら、今年度は今のところ92冊と減少をしております。

紛失本を防ぐ対策といたしましては、平成22年6月より、利用者の安全のため職員による定期的な巡回を行うとともに、書架に本を返すときにも、あわせて近くを循環しながらカウンターに戻るなど、できるだけ職員が利用者の近くにいるようにしたことが、結果的に不明本の減少につながったと思われまます。これからもこの巡回を続けながら、利用者の安全、安全と申しますのは、痴漢とかありますので、そういった意味でございます。不明本の減少に努めたいと思っております。

9番目の課題と方策についての御質問でございますが、町では平成17年3月に、篠栗町子どもの読書活動推進計画を策定し、この中で特に子どもに伴う読書の普及に努めてまいりました。これからも、この子どもの読書活動推進を活動方針としながら、生涯にわたって読書に親しむ習慣を身につけてほしいと思っております。

また、利用者の学習や調査のための疑問にお答えできますよう、レファレンスサービスや小中学生を対象とした図書館体験や閉架書庫での閲覧企画などを行い、もっと図書館に親しめるような事業を計画していきたいと思っております。

また、今後は、インターネットや携帯電話などを利用したサービスや電子図書の普及に伴う貸し出しなどについても検討しなければならないと思っております。

ございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、2問目の質問に対して三浦町長。

○町長（三浦 正君） 私に対しましては、2番目に三つの質問をいただきました。

若者の新規就労支援についてでございますが、質問の1「新規就労支援策の概要説明を求める」ということでございます。

平成24年度から実施予定の「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」で位置づけられました青年就農給付金制度のことでございます。

まず、「人・農地プラン」についてであります。全国で農業従事者の高齢化や後継者の不足、耕作放棄地の増加などが原因で、5年後、10年後の展望が描けない地域がふえてくることは、御承知のとおりでございます。その地域・集落において、今後の農業について話し合いをしていただき、「だれが集落の農業を引っ張っていくのか」、「どうやって中心となる経営体へ農地を集めるのか」などの「人と農地の問題」を解決するための未来の設計図を作成するものでございます。

この地域の「設計図」の中に新規就農者が位置づけられることが平成24年度から開始され、「青年就農給付金制度」における給付金の交付要件があるわけございまして、この青年就農給付金は、農業を始めて間もない青年に給付される「経営開始型」と農業技術の研修中に青年に給付される「準備型」の2種類が設定されております。「経営開始型」は最長5年間、「準備型」は最長2年間給付が受けられ、給付金は1年間に150万円、最長で準備から経営開始までの7年間で総額1,050万円となります。

以上が、新規就農支援策の概要でございます。

御質問の2、「所管課において対象者になるような人材の把握はしていますか」及び3の「この支援制度を成就するため、町としてどのような働きかけと支援をしていくのか」という二つの御質問につきましては、関連がございますので、あわせて御回答させていただきます。

現在、この制度の情報が新聞等で少しずつ提供され、本町でも1件の問い合わせがあっており、現時点でその情報を提供しているところでございます。

そして、そもそも「人・農地プラン」の作成は、新規就農を希望される青年だけの問題ではなく、その青年が就農を希望する集落がどのような形で受け入れるかなど、新規就農者と集落の合意形成が大変重要な要件となってまいります。また、新規就農希望者の今後の営農計画についても、独立して生計が成り立つ実現可能な計

画内容であるかなどを県の関係機関と検討した上で、「人・農地プラン」への位置づけをしなくてはなりません。

現在、国や県からの市町村への制度の概要説明が行われている段階では、これから交付条件等の詳細が示されますので、御相談いただいた就農希望者へ制度内容を周知し、関係機関との協議・検討を行い、我が町の農業の将来のため育成すべき担い手としての位置づけを前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） まず最初に、図書館の件でございますが、これは私が思った以上に利用者数、または本の貸し出しは多く、開館時から比べますと倍以上の伸びを見せておりますということは、皆様に、それだけなくてはならない施設となっている状況であると思います。

また、広域貸出制度も多く利用されておりまして、今から進んであると思われる広域行政、これの先駆けで、まことに結構な制度であると思います。また、この貸出制度を知らない方も多くおられますので、図書館になくても広域制度であれば借りられるよというようなことをもっともっとPRしていただければ、まだまだ利用者数はふえるのではなかろうかと思っております。その辺のPRをお願いしたいと思っております。

また、今後の課題といたしまして、現在、図書館長は、社会教育課長と兼任であります。図書館をさらに充実していくには、専門の図書館長を置いたほうが、さらなる充実を図られると思っておりますが、その辺の考え方を教育長にお尋ねいたします。

それと、2点目の若者の新規就農支援でございますが、これは今から始まる制度でございます。篠栗町の農業・農地を後継者に、また癒しと美しい田園風景を後世にきちんと引き継いでいくことが、私たち現役農業者の努めでもございます。国の政策にのって、これをぜひするには、もろもろの条件をクリアしなければなりません。大変なエネルギーが必要でございますが、ぜひとも若者の、農業後継者の確保が実現するように、ひとつこれは要望いたしますので、お骨折りをよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 最初の再質で教育長、どうぞ。

○教育長（郡嶋正弘君） 図書館長の設置をというようなことについて再質問がござ

いましたが、御質問のとおり、現在の図書館長は社会教育課長が兼務しております。図書館業務については、司書資格を有する副館長と嘱託職員3名、そして主にカウンター業務を行う職員で1日6名から7名の体制で行っております。現在、図書館としての機能は維持していると思っております。

しかしながら、図書館設置条例でございますように、町民の方の図書やその他の図書館資料に対する要求にこたえるには、図書館サービスの指揮者としての役割も重要だと思っております。そこで、専任の図書館長の必要性について、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして散会いたします。

散会 午後0時34分

平成24年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月23日(採決)

平成24年 第1回 定例会 会議録

日時 平成24年3月23日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	村瀬 治邦
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	芳野 忠
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	鮎川 高敏	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	岡 節子

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	主事	高濱 守央
----	-------	----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

また、町長より、議案第22号が提出されましたので、本日の議題といたします。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果はお手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いいたします。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

それでは、日程第1、議案の上程をいたします。

本日提出された議案は、お手元に配付のとおり議案第22号でございます。

それでは、町長に議案第22号の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。本日提案しております追加議案第22号の説明をいたします。

議案第22号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本議案は、現委員であります淵上 茂氏が本年6月30日をもって任期満了となるため、新たに三浦勇二氏を同委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、三浦氏は、新任時における年齢基準である65歳を上回っておられるため、議会にお諮りする前に、法務大臣に対し上申書を提出してありましたところ、推薦しても差し支えない旨の回答を得ましたので、本議会での追加提案をした次第でございます。

以上、慎重審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） ここでお諮りします。

本案は人事案件ですので、委員会への付託は省略し、後刻審議の上、採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第2、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)〔平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕を議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長(荒牧泰範君) 報告いたします。

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)

本案は、乙犬中園線・乙犬切通線整備事業、尾仲乙犬地区水害対策事業、また、一の瀧線整備事業及び農地災害復旧事業において、篠栗町平成23年度一般会計補正予算(第8号)を組むに当たり、議会を招集する余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分がなされたものであります。

いずれも年度内に支出を終わらせることが困難であるため、同法第213条第1項の規定により翌年度へ繰り越されるもので、同法第179条第3項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

繰越明許費は1億9,170万6,000円で、土木費において1億8,170万6,000円、災害復旧費において1,000万円がそれぞれ計上されております。

なお、当委員会は、議長を除く議員11名で構成されており、議長出席の上、委員会において慎重な審査がなされておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたします。

終わります。

○議長(今泉正敏君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第5号、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第5号

篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）が平成23年12月2日に、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）が平成23年12月14日に公布され、それぞれ公布の日から施行されたことに伴い、篠栗町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、

1. 法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う県と町の増減収を調整するため、県たばこ税の一部を町たばこ税に移譲するもので、現行、県たばこ税1,000本につき1,504円を860円に、町たばこ税1,000円につき4,618円を5,262円にそれぞれ644円の増減を行い、また、旧3級品相当についても、1,000本につき2,190円から2,495円へ305円引き上げられました。
2. 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例適用年度が見直されています。
3. 緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率が改正され、県民税・町民税の均等割額がそれぞれ500円、合わせて年額1,000円が平成26年度から平成35年度までの間、引き上げられることとなっております。

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行する。

ただし、附則第9条の改正規定及び次条の規定は、平成25年1月1日から、また、第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日までに支払うべき退職手当等（この条例による改正前の篠栗町税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの事業による改正前の篠栗町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号、篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告いたします。

議案第6号

篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の一部施行及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第2項の規定により、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、篠栗町公民館運営審議会委員の委嘱基準を定めるものです。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第7号、篠栗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告いたします。

議案第7号

篠栗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の一部施行及び図書館法（昭和25年法律第108号）第16条の規定により、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、図書館協議会委員の任命基準を定めるものです。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号、篠栗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第8号

篠栗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部を改正することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、町営住宅への入居資格である同居親族要件を定めるものです。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号、篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第9号

篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、下水道法（昭和33年法律第79号）の一部が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、公共下水道の認可制度廃止に伴い、当該条例第3条中「認可を受けた」を「策定した」に改めるものです。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君）

ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第10号、篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告いたします。

議案第10号

篠栗町水道事業給付条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、当条例に規定する給水管の口径の増径に係る給水負担金の差額に特例措置を設けるため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、一部のケースで改正前に給水を受けていた受益者が増径した場合に、新たに改正条例の規定による負担金の差額を納めなければならないことになることから、給水管の増径に係る負担金の差額に関する特例措置を設け、このようなケースで増径する場合に新たな追加負担を避けるための条例改正を行うものです。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号、篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第11号

篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、消防組織法の規定を引用している引用条項の変更等でありまして、内容に関する変更はございません。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号、平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めま

す。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第12号

平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億215万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,847万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、防災行政デジタル無線整備事業費4億7,632万5,000円、減災基金積立金1億5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金1億1,931万3,000円などの増額及び子ども手当1億4,131万6,000円、重度障害者医療費1,690万円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金5,440万8,000円などの減額があります。

歳入の主なものは、緊急防災・減災事業債4億4,700万円、防災対策事業債9,080万円、土地売却収入1,691万1,000円などの増額及び子ども手当国庫負担金1億3,574万5,000円、循環型社会形成事業債1,060万円、児童運営費保護者負担金924万6,000円などの減額があります。

繰越明許費補正は、ホームページ再構築業務費1,541万7,000円と防災行政デジタル無線整備事業費4億7,632万5,000円が追加されております。

地方債補正では緊急防災・減災事業債などの三つの起債が追加され、地域活性化事業債などの二つの起債の限度額が変更されております。

なお、詳細については、委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号、平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第13号

平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

本議案は、既決の予算総額に歳入歳出それぞれ1,408万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,660万9,000円とするものです。

歳入において、国・県支出金及び一般会計繰入金等の額が確定されたことに伴い、歳出において財源更正及び共同事業拠出金1,323万1,000円が減額されたことなどが主なものです。

詳細については、委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号、平成23年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第14号

平成23年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

本議案は、既決の予算総額から歳入歳出それぞれ2,701万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,784万1,000円とするものです。

歳入において、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金の額が確定されたことに伴い、歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金2,651万円が減額されたことが主なものでございます。

詳細については、委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号、平成23年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第15号

平成23年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）について

本議案は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,198万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ9億313万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、流域下水道維持管理負担金480万円、公共下水道単独工事費100万円、流域下水道建設負担金618万円がそれぞれ減額され、歳入では、前年度繰越金が76万7,000円追加され、実績に伴い下水道使用料704万7,000円と下水道事業債570万円がそれぞれ減額されました。

詳細については、委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第16号、平成23年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2

号) についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第16号

平成23年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について

本議案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額からそれぞれ650万円減額し、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ4億8,510万2,000円とするものであります。

収益的支出の主なものは、第一・第二浄水場電力料200万円の減額、薬品費300万円の減額などがあり、収入において650万円、歳出調整されております。

また、予算第4条括弧書き中の損益勘定留保資金等の額1億6,726万7,000円を1億4,826万7,000円に改め、同条第4款に定めた資本的支出を1,900万円減額し、1億4,826万8,000円とするものです。

資本的支出の主なものは、町内一般改良工事費1,000万円と第二浄水場電気設備更新工事費900万円をそれぞれ減額するものです。

詳細については、委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号、平成24年度篠栗町一般会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第17号

平成24年度篠栗町一般会計予算について

本議案は、平成24年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ98億47万1,000円とするものです。

歳出の主なものは、民生費において、子ども手当費6億9,314万2,000円、衛生費において、ヒブ並びに子宮頸がんワクチン等の予防事業委託料9,873万8,000円、商工費において、新吉野公園公衆トイレ建築工事費1,680万円、土木費において、4路線及び1地点分の道路改良工事費9,500万円、教育費において、クリエイト篠栗音響設備改修工事費3,452万6,000円や社会体育館施設整備工事費6,616万6,000円などの事業費と公債費では、平成14年度分の借換分11億580万円を含む22億1,588万4,000円が計上され、総予算対前年比11.8%増額の要因となっております。

また、他会計繰入金では、国民健康保険に2億2,070万8,000円、後期高齢者医療に9,676万円、公共下水道に2億2,623万円、それぞれの特別及び事業会計へ繰り出されます。

収入の主なものは、町税が前年比3,189万7,000円増の28億3,508万7,000円で、地方交付税が前年比2,495万9,000円減の25億470万6,000円、繰入金は、公共施設等整備基金ほか計3基金から3億5,000万円です。

地方債の限度額は17億980万円で、平成14年度分借換債を除くと6億400万円となります。

また、一時借入金の限度額は10億円となっております。

詳細については、委員全員による慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。
終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

反対討論のある方。

4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番の横山でございます。

私は、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本議案に計上された予算のし尿処理費中、公共下水道整備に係る諸費の600万円は、平成6年9月21日に、福岡県環境整備事業協同組合連合会会長立ち会いのもと、旧糟屋8町の町長と粕屋環境整備事業協同組合連合会理事長との間で締結した覚書に従ったものであります。

しかし、町長は提案理由説明において、この覚書は当時の議会の議決を経ておらず、紙切れ同然の効力のないものであると、議会の議決を受けていない根拠を示すことなく主張されました。確かに、このような覚書を締結する際には、事前に議会の議決が必要であることは理解できます。しかし、当時の町長を批判するのであれば、当然、その根拠を示すべきだったと考えます。

さらに申し上げますと、たとえ議会の議決がなかったとして、そのことは環境整備業者の落ち度ではありません。彼らには議会の議決を受けたものであるかどうか、さらには議会の同意が必要であるかどうかなど知る由もありません。いわゆる善意の第三者であります。

何の瑕疵もない業者に対しても、この覚書が紙切れ同然だと伝えてあるのでしょうか。じん芥業務を新たな業者に委託しないと明記した覚書を見ても、議会の議決も経ないで、本年1月からじん芥業務に新たな業者を加えられたのも、この覚書に効力がないとの判断に基づく措置だったのでしょうか。

この覚書が有効か無効かの議論はともかく、ただ、私が申し上げたいのは、この覚書が無効であるとの考えであるなら、なぜ、この補償費の600万円を覚書に従って計上されたのかが理解できないという点であります。予算計上の根拠である覚書をみずから否定しておきながら、その覚書に添って計算された補償費が計上されている本予算案を到底認めることはできません。

したがいまして、本議案に反対いたします。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論のある方はいませんか。

次に、反対討論のある方。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第18号、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第18号

平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について

本議案は、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,434万2,000円とするものです。

歳出の主なものは、保険給付費20億6,948万8,000円、後期高齢者支援金等3億5,619万9,000円、介護納付金1億4,159万5,000円、共同事業拠出金3億9,493万4,000円などがあります。

歳入の主なものは、国民健康保険税5億7,603万5,000円、国・県支出金9億9,439万5,000円、前期高齢者交付金6億5,892万5,000円、共同事業交付金4億1,976万7,000円などがあります。

また、一時借入金の限度額は5億円となっております。

詳細については、委員全員による慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第19号、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第19号

平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について

本議案は、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計の総額を歳入歳出それぞれ3億4,446万9,000円とするものです。

歳出の主なものは、総務費3,272万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億1,074万4,000円などがあります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億4,770万1,000円、繰入金9,676万円などがあります。

また、一時借入金の限度額は1億円となっております。

詳細については、委員全員による慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第20号、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第20号

平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算
について

本議案は、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,116万3,000円とするものです。

歳出の主なものは、流域下水道維持管理負担金2億5,600万円、流域下水道建設負担金4,991万9,000円、公債費4億5,525万3,000円などがあります。

なお、流域下水道維持管理負担金は、平成24年度より1立方メートル当たりの単価が20円下がり100円に改正され、処理量4万トン減とあわせ5,600万円の減額となる見込です。

歳入の主なものは、下水道事業受益者負担金1,070万7,000円と下水道使用料4億492万円が見込まれ、一般会計繰入金2億2,623万円が予定されております。

地方債の限度額は、資本費平準化債を含め2億1,320万円です。

詳細については、委員全員による慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第21号、平成24年度篠栗町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第21号

平成24年度篠栗町水道事業会計予算について

本議案は、平成24年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ4億9,034万5,000円とするもので、収益的支出の主なものは、第一・第二浄水場電力料1,627万2,000円、福岡地区水道企業団受水費1億6,193万2,000円、企業債利息4,085万円などがあり、収益的収入において、水道使用料4億6,178万7,000円が見込まれております。

また、第4条において、資本的支出の予定額を1億5,758万8,000円とし、その主なものは、千代田団地配水管更新工事などの工事請負費が6,225万7,000円、企業債償還金9,111万円などです。

資本的収入の予定額は1,000円で、資本的支出に対して不足する額1億5,758万7,000円は損益勘定留保資金等で補填されるものです。

詳細については、委員全員による慎重な審査がなされておりますので、省略いた

します。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第22号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案の説明を福祉環境課長に求めます。

小南福祉環境課長。

○福祉環境課長（小南満代君） それでは、議案第22号の御説明をいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字高田499番地1

ベントナヒルズ篠栗16-1305号

氏 名 : 三浦勇二

生年月日 : 昭和18年11月24日

平成24年3月23日提出

篠栗町長 三 浦 正

（提案理由）

人権擁護委員の湊上 茂氏が平成24年6月30日をもって任期満了・退任となり、後任の候補を推薦するためでございます。

次ページに履歴書及び経歴を記載しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました

日程第21、選挙案第1号、選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙案第1号を事務局長に朗読させます。

清原議会事務局長。

○議会事務局長（清原眞也君）

選挙案第1号

選挙管理委員及び補充員の選挙について

選挙管理委員及び補充員は、平成24年3月31日任期満了につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条の規定により、後任者それぞれ4人の選挙を求める。

平成24年3月8日

篠栗町議会議長 今泉正敏

（提案理由）

平成24年3月31日任期満了のため。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） お諮りいたします。

本案は、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び補充員を議会に

において選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で議長が指名することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

選挙管理委員及び補充員の指名は、住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。

まず、選挙管理委員に、

- ・篠栗町大字篠栗4979番地、井上佳彦、昭和12年1月3日
- ・篠栗町大字篠栗477番地2、葉山芳久、昭和16年3月27日
- ・篠栗町大字田中163番地4、栗須幸夫、昭和15年2月1日
- ・篠栗町大字尾仲1139番地1、井上桂悟、昭和23年12月27日

以上、4名を指名いたします。

続きまして補充員は、

- ・篠栗町大字篠栗2897番地、有隅恒雄、昭和15年1月19日
- ・篠栗町大字篠栗4396番地26、石川忠弘、昭和17年5月8日
- ・篠栗町大字津波黒618番地、高橋研一、昭和21年9月16日
- ・篠栗町大字乙犬1002番地1 ロワールマンション篠栗2-801号、
加藤博志、昭和26年11月28日

以上、4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しましたそれぞれ4名の方を選挙管理委員及び補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました井上佳彦氏、葉山芳久氏、栗須幸夫氏、井上桂悟氏の4名の方が選挙管理委員に当選され、補充員には有隅恒雄氏、石川忠弘氏、高橋研一氏、加藤博志氏の4名の方が当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の順序についてお諮りいたします。

選挙管理委員補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙管理委員補充員の順序は、有隅恒雄氏、石川忠弘氏、高橋研一氏、加藤博志氏、以上の順序に決定しました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選を告知します。

日程第22、陳情1号、看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長(後藤百合子君)

陳情1号

看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護
を求める陳情書

本陳情は、福岡市博多区千代4丁目29-46 福岡県医療労働組合連合会執行委員長 武石節子氏より提出されたものであります。

なお、審査当日は、説明者として書記長の滝川 聡氏、書記次長の森川智之氏及び書記局員の江里憲子氏が出席されております。

主な陳情内容は以下のとおりです。

東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、医師、看護師、介護職員など、医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。

厚生労働省が2011年6月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。

震災からの復興、地域医療再生のためにも、特に、

1. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
2. 医療・社会保障予算をふやし、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
3. 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上です。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、陳情1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

日程第23、陳情2号、国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

陳情2号

国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書

本陳情は、福岡市博多区博多駅前4丁目6番地7号 全日本国立医療労働組合福岡地区協議会議長 原 正勝氏により提出されたものであります。

なお、審査当日は、説明者として書記次長の東 耕平氏が出席されております。

主な陳情内容は、以下のとおりです。

国立病院は民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしています。しかしながら、医師・看護師不足や医療崩壊は震災以前から深刻な問題となっています。また、東日本大震災では、ライフラインの維持管理や給食など、病院運営を支える医療職以外の職員の重要性も浮き彫りになりました。

被災地における地域医療の再建とともに、大規模災害から国民の命を守るために東日本大震災における教訓を生かし、災害拠点病院などの新たな機能づけを含めて、全国ネットワークを持つ国立病院の機能強化を図ることが求められております。

1. 福岡県内の国立病院を縮小・廃止することなく充実強化を図ること。
2. 国立病院を運営費交付金の一律削除の対象から除外し、必要な予算を確保すること。
3. 国立病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師・看護師はじめ必要人員を確保すること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、陳情2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

日程第24、陳情3号、携帯電話中継基地局の設置を求める陳情を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

陳情3号

携帯電話中継基地局の設置を求める陳情書

本陳情は、糟屋郡篠栗町大字若杉220-2 若杉霊峰会会長 合屋敏和氏ほか2名より提出されたものであります。

なお、審査当日は、若杉霊峰会会長 合屋敏和氏が出席されております。

本陳情の趣旨は、若杉山、米の山及び若杉楽園等において、登山者、居住者、現

場の作業等より、携帯電話が繋がらない場所が多く、携帯電話の使用に不便であると不満の声が多く聞かれ、また森林セラピー基地や森林スポーツフェスタの開催等、利用者がふえている中で、登山途中でのけが、健康状態の急変悪化、交通事故の発生時における緊急連絡もできない状況であり、遥拝堂売店が閉まった時間であれば、全く連絡方法がないのが現状とのことです。

住民の生命及び財産等を守る観点から、緊急連絡等の対応が可能となるよう、早急に携帯電話中継基地局設置について、地方自治法第125条及び篠栗町議会会議規則第94条第3項の規定により、携帯事業者に対して要請していただくよう求められたものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

なお、委員会として携帯電話事業者に対しての発議第1号、携帯電話エリア区域外における緊急時の連絡手段として、携帯電話が円滑に使用できるよう通信環境の整備を求める決議を本定例会に提出いたします。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、陳情3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました
ここで、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、総務建設委員長から、会議規則第14条第3項の規定により、発議第1号、携帯電話エリア区域外における緊急時の連絡手段として、携帯電話が円滑に使用できるよう通信環境の整備を求める決議が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第1号、携帯電話エリア区域外における緊急時の連絡手段として携帯電話が円滑に使用できるよう通信環境の整備を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を総務建設委員長に求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長(松田國守君) 説明いたします。

本決議案は、各通信事業者あて提出する要請決議でございます。朗読して提案にかえます。

貴職におかれましては、日ごろから篠栗町民の生活向上のため安定した情報通信サービス提供に御尽力されていることと深甚なる敬意を表するものであります。

さて、本町におきましては町域の70%が山林でありまして、平成20年に森林セラピー基地の認定を受け、若杉山、米の山及び若杉楽園等への登山者など、来町者が年々多くなっています。しかし、この地域に携帯電話が繋がらない場所が多く、登山者だけでなく地元住民や工事関係者からも不便さや不満の声が多く出ています。登山途中でのけが、健康状態の急変・悪化、交通事故の発生時における緊急連絡もできない状況で、数少ない売店などに駆け込み、公衆電話を利用することがたびたびであります。売店のないところや売店が閉まった時間では、全く連絡方法はないのが現状です。

以上のようなエリア区域外の住民の生命及び財産等を守るために、緊急時の連絡手段として、携帯電話が円滑に使用できる通信環境の整備が重要だと考えます。つきましては、下記エリア区域外に携帯電話中継基地局を早急に設置していただきますよう、要請いたします。

1、携帯電話中継基地局設置要請区域、若杉山、米の山及び若杉楽園等の圏外区域。

平成24年3月23日、福岡県糟屋郡篠栗町議会。

提出先は、株式会社NTTドコモ九州支社 執行役員九州支社長、KDDI株式会社コンシューマ営業本部 コンシューマ九州支店支店長、ソフトバンクモバイル株式会社九州技術部部長です。

皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいま提案理由の説明を受けました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第25、継続審査 陳情2号、安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

陳情2号

安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・
発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を
求める意見書提出に関する陳情

本陳情は、福岡市東区名島3-24-10 国土交通省労働組合九州建設支部福岡国道分会分会長 松本 強氏より昨年12月議会に提出されて、総務建設委員会に付託を受け、継続審査とされたものであります。

その審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の過程の中で出された意見としまして、

① 国の出先機関が大きな働きをしたことは理解できるが、今の国の状況から考えると、無駄なものは見直し、改革はしなければならない。陳情の内容は、今の段階ではいろんな議論の一つと受け取るべきである。

② 国の出先機関が廃止されても、都道府県などの受け皿が追いつかない矛盾が

あると理解すべきだが、国土交通省の出先機関や財源等の移譲の全体が見えない今の段階で、拡充や存続といったことは求めがたいと考える。

③ 題目と陳情の内容にギャップがあるように思われる。国全体が厳しい中で、特定の業種だけを保護するというような論法は納得できない。

などの意見が出されました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成者がおりませんので、不採択とすることに決しております。

以上、本委員会に付託を受けました陳情に対する審査の経過並びに結果についての報告といたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。

本案を採択することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成者なしと認めます。

よって、陳情2号は不採択とすることに決定されました。

日程第26、常任委員会所管事務の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本定例会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦正君) 平成24年第1回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

長期間にわたる討議、まことにありがとうございました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをはじめ、追加提案を含めまして人事案件3件、国が定めた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第二次一括法に基づく関係条例の一部を改正する条例の制定など条例案7件、専決処分の承認を含む平成23年度補正予算、平成24年度当初予算等、上程いたしました21議案すべてにつきまして可決いただきましたことに感謝いたします。

開会あいさつの中でも申し上げましたが、本定例会の会期中、先の東日本大震災から1年という節目のときを迎えました。振り返りますと、私どもは、昨年3月14日に篠栗町と篠栗町議会が「『東日本大震災』支援に向けての決議」を全会一致で決議しました。平成21年の災害の際、全国各地から心温まる支援をいただいたことを記憶にとどめ、東日本大震災に対して、被災地支援のためにできる限りの行動を行うことといたしました。

私どもは、震災後1年を経過するに当たり、改めて東日本大震災の記憶を決して風化させてはならないという新たな決意のもとに、昨年の決議を読み返して行動に移さなければならないと考えております。議員各位におかれましても、何とぞよろしく願いいたします。

こうした中、大変ありがたい申し出を篠栗北中学校の生徒たちからいただきました。篠栗北中学校の生徒たちは、東日本大震災が発生して1年、自分たちでできる行動をみんなで起こそうとの思いで、昼休みなどに全校生徒が千羽鶴を折り、自分

たちの小遣いを節約して募金活動をいたしました。その義援金と千羽鶴をぜひとも被災地に届けてほしいと、3月21日に町に持参していただきました。

生徒たちは、自分たちも東日本大震災のことを決して忘れまいと必死なのでございます。私は大変感動いたしました。早速、この生徒たちの思いを関係の深い東松島市に伝えようと思っているところでございます。町民全体がこうした思いをつなげていただけるよう、ともに頑張ってもらいたいとの思いでいっぱいでございます。

さて、御審議いただきました中で、平成24年度当初予算については、起債の借りかえを除けば、実質的には平成23年度を下回る減額予算としております。とは申しましても、厳しい財政状況の中ではありますが、昨年度と同様、推進すべき事業には継続して予算を投入し、精いっぱいの積極予算となっていると認識しております。平成23年度に引き続き平成24年度におきましても、計画している取り組みの一つ一つが、まさに篠栗町の個性の創造につながっていくと確信しております。

国においては、大変ありがたいことに、地方交付税の額はおおむね平成23年度と同額を確保できるもようでございます。しかしながら、今後復興が具体化する過程で、新たな国の被災地への重点的な歳出等も考えられます。次年度以降の地方交付税が同様に確保され続ける保証はございません。また、現在、国において審議されております社会保障と税の一体改革の名のもとでの消費税引き上げ論議につきましては、並行して景気の維持・拡大の方策を具体化してほしいと願っているところでございます。

平成24年度におきましても、予算審議の際にいただいた貴重な御意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また執行に当たって見直すべきところは補正案を議会に上程させていただきまして、議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3月限りで定年退職されます岡社会教育課長、鮎川栗の子保育園園長のお二方、早期退職をされます芳野税務課長のお三方には、長い間、行政職員としてのお勤め、大変御苦労さまでございました。

行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全ういただきましたことに、この場をおかりいたしまして、私からも心から感謝申し上げます。

4月から新体制のもとに、町民の皆様「喜ばれて喜ぶ」行政運営を継続してまいりますので、今後とも何とぞよろしく願いいたします。

最後に、議会におかれましては、篠栗町の発展のために、引き続き行政のチェック機関としての御尽力を賜りますようお願い申し上げます。平成24年第1回定

例会閉会のあいさつといたします。

長期間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第1回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時12分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

草場 謙次

篠栗町議会議員

阿部 寛治
